

2．海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援

2 - 1．ベトナム技術協力

2 - 1 - 1 調査の概要

近年、気候変動や海洋プラスチック問題といった環境問題が世界的に大きくクローズアップされている。これらの問題に対応すべく各国は、再生可能エネルギーの推奨やプラスチック袋有料化といった環境に資する政策を打ち出すとともに、国連や欧州連合といった国際機関の支援のもとグリーン公共調達(GPP)を重要な環境政策と位置付ける国が増えている。そして、そのGPPの実効性を高める効果的なツールとしてタイプ 環境ラベルの活用が進められており、前述の国際機関が様々なプログラムを世界各地で展開するなど、国際的な市場のグリーン化が加速しつつある。

このように環境が市場参入のキーワードとなることは、高度な環境技術を有して環境配慮型製品の製造に強みをもつ日本の事業者にとって海外展開の大きな機会となるものの、国によって要求事項や制度に微妙な相違があり、正確な情報の把握や仕様の調整などを海外展開の課題として挙げる事業者も多い。そこで、過年度までの複数年にわたり多数の国に対し制度、基準に関する情報交換や知見共有などの側面的支援を行ってきたところ、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」）より、GPPと環境ラベルが機能的に結びつき、グリーン購入法のもと環境配慮型製品の高い調達率を誇る日本の優れた取組や経験を共有する技術支援の要望があり、協議を重ねてきた。平成 29、30 年度には、ベトナムの天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE）に対し、日本のGPP制度や環境ラベル制度について情報提供やベトナムでの同制度の普及を目的とした日本の学識経験者を招いた研修をベトナムや日本で実施した。加えて、MONRE スタッフを日本に招き、エコマーク取得など環境に重きをおく事業者やGPPの実施主体である地方自治体等を訪問するなど、様々な観点からの知見共有を行ってきた。平成 31 年度の技術支援については、前年度までの協議の結果、MONRE よりタイプ 環境ラベル「グリーンラベル」のレストランとホテルの基準策定、及びその策定プロセスに関するスタッフ等の育成に関する技術支援の依頼があった。この依頼を踏まえて、本年度はハノイとホーチミンの 2 都市での基準策定に係る事業者ヒアリングとセミナーを行う訪越技術支援をそれぞれ 1 回実施するとともに、MONRE スタッフを日本に招いた訪日研修を 2 回（2019 年 6 月 19 日(水)～21 日(金)及び同年 12 月 4 日(水)～6 日(金)）実施することとした。

レストラン及びホテル基準案の策定にあたっては、将来的なエコマークとの相互認証締結による日系事業者の国際展開を促進する観点から、エコマーク基準をベースとしつつ、可能な限りベトナムの実情に沿うよう現地事業者のヒアリングを実施した。ヒアリングでは、MONRE が手配したレストラン 1 社、ホテル 5 社のほか、ホーチミンに 2 店舗を出店している日系事業者である Vietnam OOTOYA Co., Ltd を訪問し、基準のローカライズに努めた。（基準案は、[資料編 2-1-5](#)及び[資料編 2-1-6](#)を参照）

訪日研修では、ベトナム・グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の策定に伴い、エコ

マークを取得しているレストランとホテルを訪問し、エコマーク取得背景や申請に係る留意点、現地監査時の経験、取得後の効果など、グリーンラベル基準制定後、MONRE 側が基準を運用するにあたり参考となる訪問先を選定した。さらには、日本の高度なリサイクル技術を学びたいとの MONRE の要望を鑑み、複写機などの画像機器やトナー・インクカートリッジのリサイクル工場やレストラン・ホテル基準の重要観点の一つである食品廃棄物削減の重要な役割を担う食品リサイクル工場を訪問した。

なお、本技術支援における会議運営は、本業務の仕様書「(別添) 8.その他(4) 会議運営を含む業務について」に規定されている通り、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準等の要件を満たしている。

2 - 1 - 2 ベトナムの概要

1) ベトナムの概要

ベトナムは、インドシナ半島の東部に位置し、南北に細長く伸びる社会主義共和国である。北に政治の中心である首都ハノイ、南に経済の中心であるホーチミンがあり、約 9,467 万人の人口を抱える。1995 年に ASEAN に加盟し、安定的に経済成長を遂げている。2018 年の日本の対ベトナム直接投資額(新規及び追加：認可ベース)は 83.4 億ドルで国別では第 1 位となったほか、ベトナムの輸出入相手国として日本は輸出・輸入ともに第 3 位に位置するなど、両国間の経済的なつながりは強い。さらに、1992 年 11 月の経済協力の再開以降、日本はベトナムにとって最大の援助国となっている。



表 2-1-1. ベトナム基礎データ

国名	ベトナム社会主義共和国	首都	ハノイ
面積	32 万 9,241 平方キロメートル	人口	約 9,467 万人
ASEAN 加盟年	1995 年	言語	ベトナム語
GDP	約 2,372 億米ドル(2018 年)	経済成長率	7.08%(2018 年)
経済概況	<p>(1) 1989 年頃よりドイモイの成果が上がり始め、アジア経済危機の影響から一時成長が鈍化した時期があったものの、1990 年代及び 2000 年代は高成長を遂げ、2010 年に(低位)中所得国となった。</p> <p>(2) 2011 年以降、マクロ経済安定化への取組に伴い一時成長が鈍化した。過去数年は ASEAN 域内でもトップクラスの成長率を達成(2015 年 6.68%、2016 年 6.21%、2017 年 6.81%、2018 年 7.08%)。特に、数多くの自由貿易協定 (FTA) の発効 (2019 年 4 月時点で 12 の FTA が発効済)、ODA を活用したインフラ整備、低賃金の労働力を背景に、外資の製造業を誘致し、輸出主導型の経済成長を続けてきた。</p>		

出典：外務省-ベトナム社会主義共和国基礎データ(令和元年 9 月 6 日現在)

2) ベトナム・グリーンラベル

(1) ベトナム・グリーンラベルの概要

ベトナムの環境ラベル「ベトナム・グリーンラベル」及び GPP 制度はともに MONRE が所管している。まず、2009 年の MONRE 「決定(Decision) No. 253/QD-BTNMT¹」により、ベトナム・グリーンラベル制度の立ち上げが承認され、2013 年 12 月の「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT²」の発布により、運用・認証手続き等が確立された。その後、2014 年 1 月



ベトナム・グリーンラベル

¹ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Decision-No-253-QD-BTNMT-on-approving-the-ecology-label-issuance-program-141614.aspx> (ベトナム語)

² URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Circular-No-41-2013-TT-BTNM-ecological-labels-for-environment-friendly-products-218340.aspx> (ベトナム語)

に発布された「決定 No. 154/QD-BTNMT³」にて 14 基準が制定・改定され、平成 29 年 11 月発布の「決定 No. 2186/QD-BTNMT⁴」にて 3 基準が制定された。また、基準の制定・改定を示すこの 2 つの決定文書には、ベトナム国内事業者及びベトナムへの輸出事業者(海外事業者)に対する、グリーンラベル申請に係る一般的な事項(環境法規等の順守等)を定めているほか、海外事業者に対しては IAF(国際認定フォーラム)もしくは PAC(太平洋認定協力機構)の国際相互承認のメンバーであり、かつ ISO/IEC17021 認定を取得した認定機関により環境マネジメントシステム ISO14001 の認定を製造工場が取得していることを条件としている(もしくは同等の基準を満たす認定機関により ISO14001 の認定を受けた工場)。令和元年 12 月現在、17 基準が制定されており、53 製品が認証を取得している。MONRE ベトナム環境総局(Vietnam Environment Administration: VEA)を中心に、MONRE 内にあるベトナム・グリーンラベル事務局(Vietnam Green Label Office: VGL oifce)が事務局運営を担い、基準案策定や市場調査、申請技術関連資料の評価を担う技術委員会及び品目選定や基準案チェックを担当するベトナム・グリーンラベル評議会によって、ベトナム・グリーンラベルが運営されている。申請料及び年間使用料は無料となっており、申請から認証取得まで約 1 カ月を要する。



図 2-1-1. ベトナム・グリーンラベルの法体系と基準

(2) 認証プロセス

ベトナム・グリーンラベルの製品認証プロセスは以下の通りである。

³ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quyet-dinh-154-QD-BTNMT-2014-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-Viet-Nam-Bo-Tai-nguyen-Moi-truong-248895.aspx> (ベトナム語)

⁴ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Quyet-dinh-2186-QD-BTNMT-2017-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-moi-truong-Viet-Nam-362251.aspx> (ベトナム語)

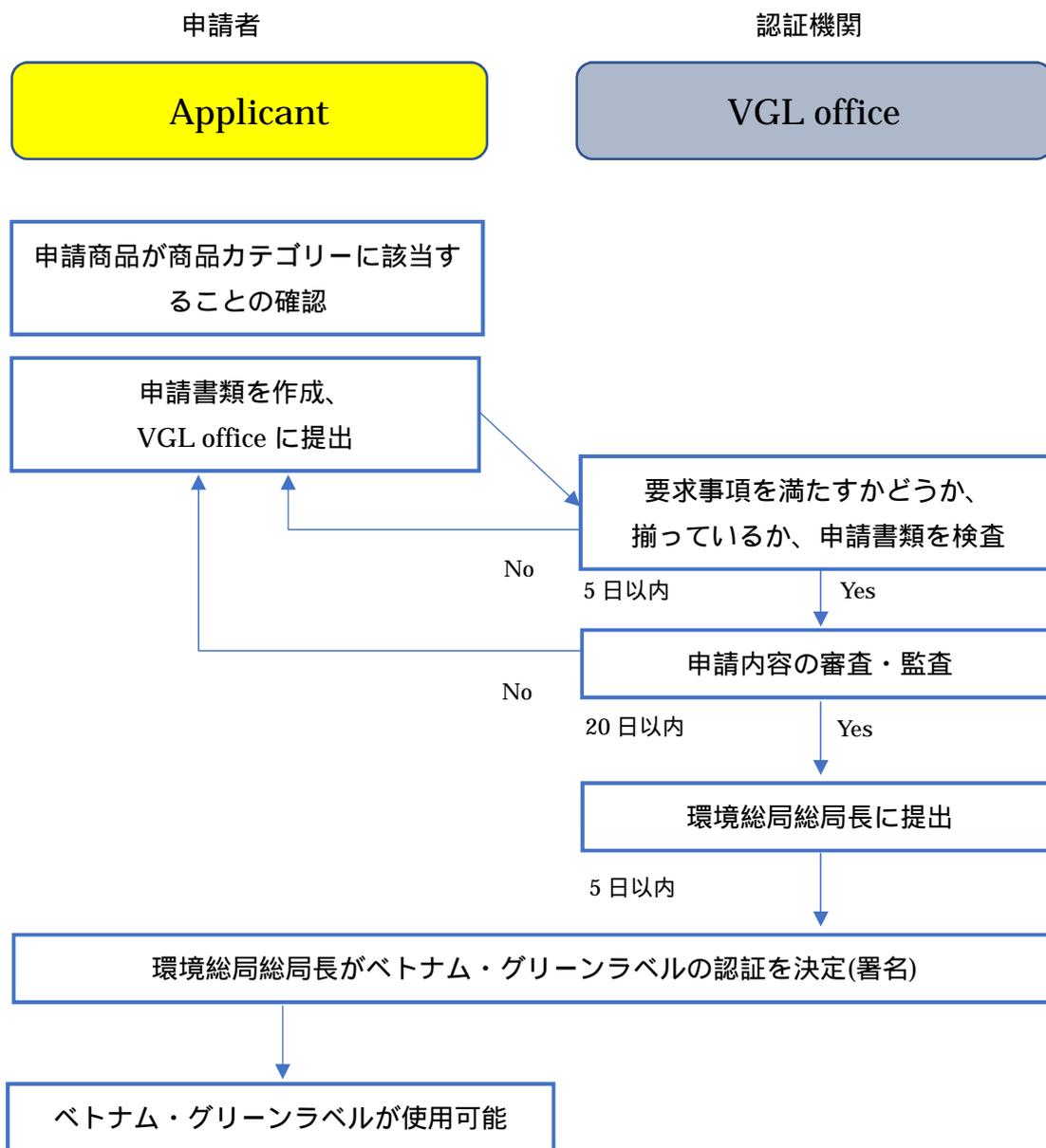


図 2-1-2. ベトナム・グリーンラベル認証プロセス

(3) 申請手続きの詳細

VGL office は、MONRE の VEA の下に設置されたベトナム・グリーンラベルの認証機関である。既存の基準に該当する製品の認証審査の商品申請手続き(基準適合の申請書類の確認、是正、補充を要求等)を VGL office が担当する。

なお、ベトナム・グリーンラベルの貼付は任意である。

認証基準

最初のステップとして、申請検討商品に関する認証基準が存在するかどうかを確認する必要がある。また、2020年1月現在、VEAウェブサイトはリニューアル中であり、認証基準書のダウンロードができない。

申請書

ベトナム・グリーンラベルの認証登録申請に必要な書類は下記の通りである。申請に当たっては法令順守が求められる。

1. 「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT」 付属書 1 に定められた様式に従った申請書
2. 以下のいずれか 1 通
 - 同通達付属書 2 に定められた様式に従った企業の環境保護活動報告書原本：1 通
 - 法律の規定に従って登録された認定機関から発行された有効期限内の国家標準 TCVN ISO 14001 の認証証明書：1 通、
 - 国際規定フォーラム(IFA)もしくは太平洋認定機関協力機構(PAC)の加盟組織によって発行された国際標準 ISO 14001:2004 もしくは同等基準の認証証明書：1 通
3. MONRE が制定したグリーンラベル基準を満たす製品評価レポートの原本のコピー：1 通、および VEA が有効な申請書類を受領した日から 6 ヶ月以内に試験機関から発行された有効な試験結果
4. 商標登録証明書の原本のコピー：1 通
5. 製品の意匠を示す写真または図面：1 枚 (21cm × 29cm)

上述 1 及び 2 にある「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT」 付属書 1、2 は、以下のウェブページからダウンロードできる。

<https://dvctt.monre.gov.vn/pages/ChiTietDichVuTrucTuyen.aspx?dv=38>

【申請書の提出先】

No. 10, Tôn Thất Thuyết Street,
Nam Từ Liêm District, Hà Nội, Viet Nam
E-mail : admin@vea.gov.vn
電話: (84-4)39424581
Fax: (84-4)38223189

③試験機関

科学技術大臣通達「08/2009/TT-BKHCHN⁵」(2009年4月8日)及び同省通達「10/2011/TT-BKHCHN⁶」(2011年6月30日付)に従って事業登録を行った試験機関による試験結果を提出する

⁵ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/thuong-mai/Thong-tu-08-2009-TT-BKHCHN-yeu-cau-trinh-tu-thu-tuc-dang-ky-linh-vuc-hoat-dong-danh-gia-su-phu-hop-87392.aspx> (ベトナム語)

⁶ URL: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/linh-vuc-khac/Thong-tu-10-2011-TT-BKHCHN-sua-doi-Thong-tu-08-2009-TT-BKHCHN-129908.aspx> (ベトナム語)

ことが要求される。また、外国試験機関は国際試験所認定協力機構(ILAC)もしくはアジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)の相互承認のメンバーである試験機関によって ISO/IEC17025 が認定された試験所による試験結果を提出することが要求される。

認証審査

認証審査は VEA が行い、VEA 総局長が認証決定書に署名する。認証までの期間は、必要な書類がすべて提出されている場合で 25 日以内に認証決定書が通知される。また、認証の有効期間は認証決定書発行日より 3 年間である。

認証期間の更新（再審査）

ベトナム・グリーンラベルに関する審査、評価、および再認証は下記 a、b のいずれかの場合に行う。再認証の登録手順・手続きは、ベトナム・グリーンラベルの初回申請と同様である。

a：3 年間の認証期間以降の継続を希望する事業者は、有効期限 3 カ月前までに再認証に係る必要書類を提出する。

b：ベトナム・グリーンラベルの各基準への適合性に影響を与えるような、製品の設計または製造に変更があった場合。

ベトナム・グリーンラベル認証決定書の有効期間中に、ベトナム・グリーンラベルの基準が変更されても企業は再登録を行う必要はない。また、製品の商標のみ変更した場合でも再認証の登録を行う必要はないが、当該変更について環境総局に対して通知をしなければならない。

定期報告及び監査

ベトナム・グリーンラベルの認証を受けた企業は 1 年に一度、認証製品の生産量および販売量について VEA に報告しなければならない。

VEA は、違反の容疑があった場合またはクレームの申出があった場合、当該製品に対して、関連当局と協力の上、検査やランダム試験を行う。検査結果記録書または試験結果票で企業がベトナム・グリーンラベルの基準に違反したと結論付けられた場合、企業は当該製品に対しての当該検査・試験に要した費用を負担しなければならない。

(4) 料金

審査費用、認証製品の検査やランダム試験に係る費用は、国の環境事業予算から出されるため、事業者には費用はかからない。ただし、上述の通り VEA による試験の結果、グリーンラベルの基準に違反したと結論付けられた場合はその限りではない。

なお、製品サンプルの試験費用やベトナム・グリーンラベルの認証登録申請書類等の作成費用は全て申請者の負担となる。

(5) 新しい基準策定の流れ

新しい認証基準は、グリーンラベル・コンサルティング協議会が開かれ、既認証基準や新基準

について協議が行われる。協議を経て、技術委員会によって基準の草案が作成され、専門家、企業、消費者といったステークホルダーが草案について協議、検討をする。協議、検討された内容を受けて、グリーンラベル・コンサルティング協議会によって草案が改訂され、天然資源環境大臣の名のもと公布される。

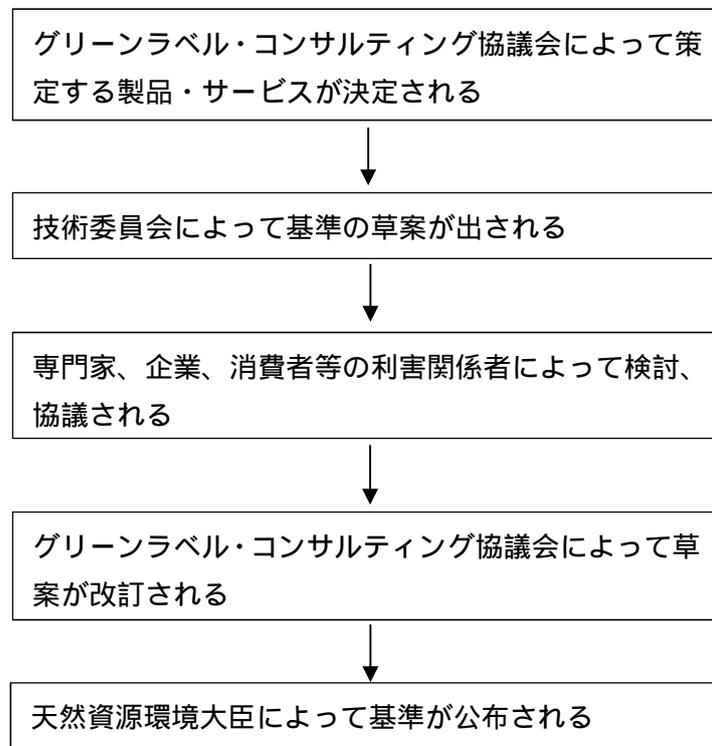


図 2-1-3. ベトナム・グリーンラベル基準策定プロセス

3) ベトナム GPP

ベトナムにおける GPP は、日本のグリーン購入法のような GPP に特化した法律は制定されていないものの、環境関連法規や国家戦略等にその記述がある。最初に GPP に関する記述が登場するのは、2012 年に発布された「首相決定(Prime Minister's Decision) 『国家グリーン成長戦略の承認』 No. 1393/QĐ-TTg⁷」である。公共支出のグリーン化を規定する法規を制定するための調査や、リサイクル可能な製品や環境ラベル認証製品の使用や調達を優先的に行うことを要求しているほか、環境配慮型製品の市場拡大のための環境ラベルの普及啓発についても触れられている。2014 年改正「環境保護法(Law on Environmental Protection No.55/2014/QH13)⁸」では、第 44 条「環境にやさしい生産と消費」1 項にて「機関、組織、世帯あるいは個人は、環境にやさしい製品とサービスの生産と消費に努めること」、2 項では「国の予算を使用する機関の長は、法律の規定に従って環境ラベルの認証を受けた環境に優しい製品とサービスを優先的に使用する責任を負う」と規定している。現時点では、この環境保護法がベトナム GPP における最も重要な根拠法令となっている。そして、その環境保護法の実施規則にあたる 2015 年公布「環境保護法実施ガイド

⁷ URL: <https://thuvienphapluat.vn/archive/Quyết-dinh-1393-QĐ-TTg-nam-2012-phe-duyet-Chien-luoc-quoc-gia-tang-truong-xanh-vb148498.aspx> (ベトナム語)

⁸ URL: <http://vietnamlawenglish.blogspot.jp/2014/06/vietnam-environmental-protection-law.html> (英語)

に係る通達(Decree 19/2015/ND-CP guiding the implementation of Law on Environmental Protection 2014)⁹」にて、ベトナム・グリーンラベル認証製品を環境配慮型製品として指定しており、公的機関が GPP に取り組む場合、実質的にベトナム・グリーンラベル認証製品の調達求められる基本的な構図が形成された。しかし、公共調達の一般的な規則を定めている「調達法(Law on Procurement)」では、調達時における環境面の考慮、つまり GPP の取組については規定されておらず、グリーンラベルを活用した GPP の促進を定めた環境保護法との整合が取れていないことが、ベトナム国内での GPP の実施が進んでいない大きな理由の一つであると MONRE 政策担当者は分析している。具体的には、公共調達には評価基準が設定されているが、その評価基準に経験と能力、品質や性能などの技術的な基準が設定されているものの、現在のところ環境配慮を考慮する基準が含まれていないためである。

環境保護法 (No.55/2014/QH13) (2014 年改正)

第 44 条

- 1 項:「機関、組織、世帯あるいは個人は、Eco-Friendly products and services の生産と消費に努めること」
- 2 項:「国の予算を使用する機関の長は、法律の規定に従って環境ラベルの認証を受けた Eco-Friendly products and services を優先的に使用する責任を負う」

日本のグリーン購入法のように、ベトナムには GPP に特化した法律はなく、環境保護法の条項の一つに位置付けられている

環境保護法実施ガイドに係る通達 (Decree 19/2015/ND-CP) (2015 年)

第 47 条

- 1 項:「国の予算を使用する機関の長は、この通達の Appendix 1 の 12 項および 13 項に規定している製品を調達することについて高い優先度を設定する責任を有する」
- 2 項:「機関や個人は、天然資源環境省が作成したガイドラインに基づいた environmentally friendly products を優先的に購入しなければならない」

Appendix

- ✓ 12 項: 天然資源環境省からベトナム・グリーンラベル認証を受けた環境配慮型製品、もしくはリサイクルや廃棄物を使用し、国の認定試験所より認定を受けた製品

図 2-1-4. ベトナム GPP の法体系

⁹ URL: https://binhdinh.eregulations.org/media/19_2015_ND-CP_268680.pdf (英語)

表 2-1-2. ベトナム GPP 及びグリーンラベル制度の概要

	GPP	ベトナム・グリーンラベル
根拠法令	環境保護法「No.55/2014/QH13」 環境保護法実施ガイドに係る通達「Decree 19/2015/ND-CP」	決定「No. 253/QD-BTNMT」 通達「Circular 41/2013/TT-BTNMT」
	通達「No. 40/2019/ND-CP」-環境保護法実施ガイドに係る通達「Decree 19/2015/ND-CP」の一部を修正 その他に3つの関連通達を修正する内容にもなっている	決定「No. 154/QD-BTNMT」- 17 基準の制定 決定 2322/QD-BTNMT 及び決定 223/QD-BTNMT を置き換え 決定「No. 2186/QD-BTNMT」- 3 基準の制定
制定年	2014 年改正 (環境保護法)	2009 年 (決定「No. 253/QD-BTNMT」)
所管	ベトナム天然資源環境省(MONRE)	ベトナム天然資源環境省(MONRE) ・ベトナム環境総局(VEA)-認証・モニタリング ・ベトナム・グリーンラベル事務局-事務局機能 ・技術委員会-市場調査・基準案策定等 ・ベトナム・グリーンラベル評議会-品目選定等
対象	公的機関は GPP に取り組むことが求められているが、調達法との整合がとれていないため、実質的に自主的取組となっている	主として一般消費者
分野 (基準数)	GPP = ベトナム・グリーンラベル	17 基準(令和元年 12 月現在) 認証商品数: 53
特徴	公的機関が GPP に取り組む場合、ベトナム・グリーンラベル認証製品の調達が求められる	申請料及び年間使用料が無料 取得に要する期間: 約 1 カ月 認証期間: 3 年

4) 環境保護法の改正

2009 年に制定し、2014 年に改正された環境保護法は 5 年が経過し、2020 年の改正を目指して作業が進められている。2019 年 12 月 17 日には、改正環境保護法のドラフトが MONRE ウェブサイトに公開され、パブリックコメントが行われた。環境保護法の改正にあたり MONRE は、2014 年に改正された環境保護法により一定の成果を得られたものの、現行の環境保護法の実施プロセスが抱える制限や不備によって、昨今の環境保護に関する新たな課題への対応が求められていると述べている。さらに、政府・省のガイドラインや環境保護に関する新しい取組を制度化するためには、社会・経済開発の実情に合わせた統一的な環境保護政策システムを構築するとともに、国際的な慣行に沿いながらより適した形で投資やビジネス環境の改善、行政手続きの改革、研究を推し進めるような環境保護法の改正が必要であるとその改正の方向性を示している。

表 2-1-3 にて、2014 年改正環境保護法と公開されている 2020 年環境保護法改正案のグリーンラベル及び GPP に関する箇所を抜き出し、比較した。2020 年改正案はベトナム語のみの公開であるため、機械翻訳での和訳を試みている。そのため、正確な内容はベトナム語の公開案を参考とするようお願いしたい。公開されている改正案を見る限り、ベトナム・グリーンラベルに関する記述が新しく追加されている。ベトナム・グリーンラベル制度立ち上げの承認は、2) ベトナム・グリーンラベルの項の通り、2009 年の MONRE 決定「No. 253/QD-BTNMT」によって行われたものであるが、ベトナムの環境法令の最上位である環境保護法に明記することで、ベトナム・

グリーンラベルの強化を図りたいとの意向がみえる。また、GPP に関する記述も増えており、特に国家予算を所管する財務省(MOF)における GPP の役割について明記することは、より GPP の実効性を高めていきたいという MONRE の強い姿勢がうかがえる。

表 2-1-3. 2014 年改正環境保護法と 2020 年環境保護法改正案の比較

2014 年改正環境保護法	2020 年環境保護法改正案
<p>第 5 条：環境保護に関する国の政策 中略</p> <p>6. 環境保護活動や環境にやさしいエコ製品を生産、経営する施設への土地、財政に関する優遇や財政的支援を行い、エコ製品を使用する組織や個人を奨励する。 以下省略</p>	<p>第 119 条：環境保護活動のインセンティブ及び支援</p> <p>1. 国家は、次の環境保護活動のために税金、手数料、借入を優先する。</p> <p>a) クリーンエネルギーと再生可能エネルギーの生産；再生可能エネルギーを使用した輸送手段や設備、機械の製造、輸入、使用。</p> <p>b) 環境に優しい製品とサービスの生産と消費。 以下省略</p>
	<p>第 120 条：使いやすい製品とサービスの評価</p> <p>1. エコラベルの基準を満たし、天然資源環境省の認証を受けた製品およびサービスにエコラベルが付与される。</p> <p>2. 天然資源環境省は、環境に優しい製品およびサービスを評価するエコラベル基準を公布するものとする；社会経済的開発条件への適合性を確保するために、エコラベル基準のレビュー、修正、補足を整備する。</p> <p>3. 天然資源環境省は、環境に優しい製品およびサービスのエコラベルの評価と認証を担うものとする。</p> <p>4. 製品およびサービスのエコラベル基準との適合を確認するための専門知識、適合性評価、検査は、適切な試験能力を有するとともに要件を満たした認証機関によって実施されなければならない。</p>
<p>第 44 条：環境に優しい生産と消費</p> <p>1. 機関、組織、世帯と個人は、環境に優しい製品とサービスの生産と消費に努める。</p> <p>3. 天然資源環境省の主導により宣伝情報機関と協力して環境に優しい製品とサービスを紹介し、広告する。</p>	<p>第 121 条：環境に優しい製品およびサービスの管理、製造、流通、および使用に関する責任</p> <p>1. 機関、組織、世帯、および個人は、環境に優しい製品およびサービスの生産、流通、および使用に関与する責任を負う</p> <p>2. 天然資源環境省は、天然資源環境省によって認証された製品およびサービスのリストを公表する；エコラベル認証製品とサービスの使用を促進するために宣伝情報機関と協力する</p> <p>3. 天然資源環境省は、天然資源環境省のエコラベルで</p>

	<p>認証された製品とサービスの相互承認協定に署名する国内外の組織に関する情報を公表し、国際統合の有効性を確保し、ベトナムの環境に優しい製品およびサービスの国際市場へのアクセスと競争力を高める</p>
<p>第 44 条：環境に優しい生産と消費</p> <p>2. 国家予算を運用する機関の長は、法律の規定に従ってエコラベルの認証を受けた環境に優しい製品とサービスを優先的に使用すること。</p>	<p>第 122 条：環境に優しい製品とサービスの生産、流通、使用を支援するグリーン調達と優遇政策</p> <p>1. 天然資源環境省によって認証された製品およびサービスのグリーン調達、流通、および使用を行う組織および個人は奨励され、以下に規定されている税務支援や環境保護税について、優先的かつ支援的な政策を享受するものとする</p> <p>2. 国家予算を使用する機関および部隊の長は、グリーン公共調達政策を実施し、法律に従い天然資源環境省によって認証された環境に優しい製品およびサービスの使用を行うものとする</p> <p>3. 財務省は、天然資源環境省、関係省庁、および機関と調整する主要な責任を有し、優遇政策、税の支援を策定し、公布するとともに環境に優しい製品やサービスの生産、流通、使用などその他の環境保護に貢献する政策を支援する</p>

2 - 1 - 3 第1回訪日技術支援

今回の訪問研修では、過年度までの日越協議で、日本側がベトナム・グリーンラベル基準の策定支援を行う候補となっていたレストランとホテルを念頭に、研修先を選定した。ベトナム・グリーンラベルでは2019年12月現在、17分野において基準が制定されているものの、レストラン、ホテルはもとよりサービス分野の基準を一つも有しておらず、基準策定ノウハウはもちろん、認証スキームを運用する知見も有していない。特に、レストランやホテルといった施設型のサービス業は、業態や業種、事業規模等によりその事業活動が多様であることから、画一的な基準設定に馴染まないことを、日本のエコマークは経験してきている。そのため、環境ラベルとしての公平性と信頼性を担保しつつ、広範な事業者やそれらの多様な環境活動をカバーできる柔軟さを認証基準に持たせることが重要なポイントとなる。

具体的な研修内容としては、まず、今回の訪問研修をより有益なものとするため、訪問に先立ち、MONREの職員に対して、エコマーク事務局からレストラン及びホテル基準やその運用方法を中心とした座学形式の研修を行い、基礎的な知識をインプットした。その後、該当分野の優良事例である株式会社モスフードサービスと株式会社帝国ホテルを訪問し、エコマークの取得背景や申請に係る留意点、取得効果などについて事業者の視点から説明いただいた。なお、両社は、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が主催する表彰制度「エコマークアワード」の最高賞を受賞している。訪問研修実施の目的としては、基準策定機関及び認定製品・サービスを有する事業者の双方の視点から当該基準に触れることで、基準の包括的な理解を促し、今後の基準策定を円滑に進めることを狙いとした。

さらに、トナー/インクカートリッジのリサイクル、複合機のリマニュファクチャリングの最新鋭の工場であるキヤノンエコテクノパークを運営するキヤノンエコロジーインダストリー株式会社を訪問し、日本の高いリサイクル技術についても学んでもらう機会を設けた。

表 2-1-4. 訪問研修スケジュール

日時		訪問先	プログラム
6/19 (水)	9:40~ 11:00	環境省	日越協議の実施
	13:00~ 15:30	公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 協会の事業紹介 • エコマーク制度の概要 • 「飲食店」及び「ホテル・旅館」認定基準
6/20 (木)	9:30~ 11:30	株式会社モスフードサービス	<ul style="list-style-type: none"> • モスバーガー事業の紹介 • エコマーク飲食店基準とモスバーガーの取組 • エコマークの活用事例
	14:00~ 16:30	株式会社帝国ホテル	<ul style="list-style-type: none"> • 帝国ホテルの紹介、全社的な環境活動の体制 • 環境配慮の取組とその成果 • 館内見学
6/21 (金)	13:00~ 15:00	キヤノンエコロジーインダストリー株式会社(キヤノンエコテクノパーク)	<ul style="list-style-type: none"> • キヤノンの事業紹介 • キヤノンの環境活動及び環境経営の考え方の紹介 • 資源循環型社会に向けた取組 • キヤノンエコテクノパーク施設見学

1) 第1回日越協議(日本・東京)

[日時]	令和元年6月19日(水) 9:40~11:00、13:00~15:30
[場所]	午前：環境省 第5会議室 午後：(公財)日本環境協会 会議室
[出席者] 敬称略	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. Le Hoai Nam (Director of Environmental Quality Management, Vietnam Environment Administration (VEA), Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE)) • Mr. Tran Duy Khanh (Official, Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> • 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 眞鍋 秀聡、環境専門調査員 小澤 守(両名とも午前のみ) • 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志、事業推進課 主任 小林 弘幸
言語	日越逐次通訳

(1) 協議概要

MONRE 担当者を日本に招いた技術支援を実施するに伴い、昨年度までの合意事項を振り返るとともに、今年度の具体的な技術支援内容について確認する打ち合わせを実施した。日本側からは、昨年度の合意事項を踏まえ作成した 2019 年度技術協力計画案を事前に送付したところ、MONRE より昨年度の合意事案のほかに新しい要望が付加された「ワークプラン 2019」が提案された。そこで、日本側が作成した計画案を中心としつつ、ベトナム側から提案されたワークプラン 2019 をどのように今年度の事業内容に反映させていくかを主題に協議を行った。

午後はエコマーク事務局に場所を移し、エコマークのレストラン・ホテル基準についての策定背景や基準概要、証明方法などの知見共有を行ったとともに、ベトナム・グリーンラベルのレストラン基準案作成の進め方についての協議も実施した。

(2) 協議内容

ベトナム・グリーンラベル基準策定

- ベトナム・グリーンラベルの基準策定について、ベトナム側が 5 つの基準(セラミック製品、木製家具、繊維、携帯電話、冷蔵庫)、日本側がレストラン・ホテル基準をそれぞれ担当し、合計 6 品目の基準を策定する予定だが、作業期間が半年しかないことから、時間的、人的、予算的な懸念がある。基準策定に係る調査や検査、セミナーの開催、基準案のヒアリングなど仕事量が多く、半年間で 6 つの基準を策定できるか不安がある。

•

- 日本側が策定するレストランとホテルの基準は、一つの基準で両方を対象とするのか。

日本)ホテルの環境に関する認証制度はすでにベトナムにあると聞いているため、レストランのみを対象とした基準を想定している。

- ベトナムには、グリーンロータス制度というホテルを対象とした認証制度があったが、現在は実効性がない状況である。
- レストラン基準に取り組む場合、チェーン展開している企業のほうが(環境に対して)関心が高いため、それらをターゲットとする方がよい。
- MONRE は工業関連の産業界とのやり取りが多く、レストラン/ホテル業界については関わりが希薄であったが、グリーンラベル基準の策定を契機とし、MONRE としても注力することで多くの関心を集めることができたと考えている。
- ベトナムのツーリズムが発展を続けており、日本側がホテル基準も策定してくれるのであれば、ぜひお願いしたい。

日本) レストラン基準のみを策定する準備を進めていたが、ホテル基準の策定も希望するのであれば、前向きに検討したい。環境に配慮しているホテルが消費者から選ばれることが増えており、それを取得メリットであることを説明したい。

- 念のため確認したいが、レストランとホテルの基準は別々となるのか。

日本) その通りである。分野が異なり、対応する取組も異なるため、別々の基準とした方がよい。

本年度のセミナー

前年度までの合意事項として、策定するベトナム・グリーンラベルの基準について事業者から意見聴取と制度普及の支援を目的としたセミナーを1回開催することとなっていたが、ベトナムよりセミナー・ワークショップを3回開催したいとの意向が事前に示されており、まずはベトナム側の詳しい要望を確認することとした。

- 8月のベトナムでのセミナー日程について、提案の日程(8/1(木)~3(土))3日間のうち2日間は事業者のヒアリング、3日目はレストラン・ホテル担当者を招待したセミナーを想定している。8月の時点では、6基準すべてについて準備することは困難であるため、まずはレストランを対象とした内容としたい。

日本) 第1回訪越技術支援の日程(8/1~3)については問題ないが、8/3は土曜日であり、MONREとして土曜日にセミナーを開催したいということか。レストランやホテルの事業者を招待するのであれば、一般的に忙しい週末を避け、水曜や木曜のほうが人は集まりやすいのではないかと。

- それでは、セミナー開催日を8/2(金)とする7/31~2日の3日間とする。インタビューする事業者については、日程的にハノイ以外の地域への移動時間が確保できないため、ハノイに位置する事業者を中心とすることにしたい。

日本) 事業者へのインタビューは、事業者にMONRE等に来てもらうというのではなく、その事業者のオフィスを訪問するという理解でよいかと。

- その通りである。担当者にヒアリングすることになるが、ベトナム・グリーンラベルを取得することの効果やメリットを説明する必要がある。

日本) ベトナム側の提案書によると3日目のセミナー・トレーニングの対象はステーキ

ホルダーとあるが、MONRE 職員もしくはレストラン・ホテルの担当者のどちらを対象としているのか。

- 両方である。MONRE 職員にもトレーニングをお願いしたい。また、会場は MONRE で調整したいが、確保できなかった場合は外部で会場を借りての開催を想定している。

日本) どのようなセミナー・トレーニングを想定しているのか。

- トレーニングの内容については、3 点を想定している。1 点目は日本のエコマークの知見や海外環境ラベルの事例、2 点目はグリーンラベルの認証を取得することのメリットがあるか、3 点目は策定中の基準案について意見をヒアリングする機会としたい。ベトナムのレストラン事業者にとって、このような制度は経験がないため、どのようなメリットがあるのか関心が高いだろう。ベトナム側としても、環境配慮に取り組むことに大きなメリットがあると説明したい。

日本) 前回までの基本合意事項による日本側からの提案では、11 月にホーチミンにて同様のセミナーを開催することになっていたが、この提案している 8 月のセミナーとの違いは何か。もしくは日本側が提案していた 11 月のセミナーを 8 月に開催したいという意図か。

- 11 月のセミナーは、8 月のセミナーとは別のものであると考えている。8 月のセミナーではレストラン基準のみを説明するが、11 月のセミナーでは 6 つの基準を対象としたセミナーを想定している。日本の専門家及び MONRE の専門家、各事業者の担当者と協議する機会としたい。ホーチミンは大きな事業者が多く、それらの事業者を紹介できるとよいと考えている。心配な点は、11 月までに 6 つの基準を策定するとなると時間が足りるかということである。
- 6 基準が 2019 年までに策定できれば、2020 年 1 月にもセミナーを開催したい。

日本) 日本から専門家を派遣させていただく機会は、3 回が MONRE の希望という理解でよいか。また、主な目的としてこの 3 回の派遣を通して、グリーンラベルの基準策定についての進捗をそれぞれ異なる場所にて説明していくということか。

- その通りである。8 月では事業者とのインタビューを行うことで、ベトナムにおけるレストランの現状を調査する。11 月は策定している 6 つの基準の説明会という位置づけであるとともに、MONRE が策定する 5 つの基準についても日本側からのアドバイスをお願いしたいと考えている。

③予算

日本) 予算について確認したい。ベトナム提案のワークプラン 2019 の”b) Develop eco label criteria for 6 products/services” に計上している予算 US\$40,000 は、基準策定の作業を行う専門家への費用ということか。つまり、ベトナム・グリーンラベルのレストラン基準を策定するエコマークへの費用ということも想定しているのか。

- この予算は、ベトナムの専門家に対する費用である。MONRE には人的リソースも専門家も少なく、基準策定にあたっての市場調査や製品分析、基準書作成等を専門家に依頼する必要がある、その費用である。先日、繊維基準策定のためベトナムの専門家と契約を締結した。

日本) 繊維基準策定についてコンサルタントと契約したということだが、コンサルティング会社はベトナムにあるのか。

- 環境を専門とするコンサルタントであり、8月の訪越の際に会えるだろう。

日本) コンサルタントへの費用という考えであれば、日本国環境省はエコマーク事務局に対してベトナム・グリーンラベルのレストラン・ホテル基準策定支援という業務に予算を既に拠出している状況であり、ベトナムのコンサルタントに対する費用は想定していない。そのため、別途、予算をつけることは難しい。また、レストラン・ホテル基準策定支援についてエコマーク事務局に予算をつけているため、そのほかの基準の策定支援についても実行することが困難である。

- 日本側の状況は理解した。それでは、すでにエコマーク事務局に対してホテル・レストラン基準策定について予算を拠出しているということだが、ホテル・レストラン基準とは別にもう一つ基準を策定することをお願いすることは可能か。2019年に策定する基準はホテル、レストラン、繊維であり、もし可能であるならば、そのほかのもう一つの基準は日本から提案してほしい。

日本) それでは、アドバイザーという立場で1つの基準のみであれば対応したい。

- セミナーの開催費用は日本側が負担してくれる理解でよいか。

日本) 11月のセミナーの開催については、予算を確保している。また、ベトナムへの専門家派遣費用及び通訳費用は2回分のみ想定している。

- 2020年1月のセミナーの開催は予算的にどうか。

日本) セミナーの開催については、11月のセミナーの一回分のみしか予算は積んでおらず、2020年1月にもセミナーを開催するためには、訪越に係る一回の派遣人数を減らすか、訪越日数を減らすといった調整をしなければならないため難しい。

- それでは、2019年11月のセミナーと2020年1月のセミナーをまとめ、2019年12月に開催することとし、3つもしくは4つの基準について紹介するセミナーとしてはどうか。

日本) その提案でよい。12月の日程については調整したい。また、参加するMONRE職員について、職位が高い方も招待する予定か。

- MONREからは担当部署の担当者もしくは責任者が考えられる。

日本) 基準内容などの実務的な話よりも、むしろ環境ラベルやGPPの世界の状況といった、大きな政策的な話を説明内容に盛り込むことを想定しているのか。

- 日本の知見を中心に説明をしていただきたい。エコマークを取得している事業者数や取得によるメリット等を説明してもらうとともに、ベトナム・グリーンラベルの基準案を紹介し、事業者にも直接ヒアリングしてもらいたいと考えている。

日本) 説明する内容であるが、事業者にとっては今メリットがあるかどうかを説明する一方、MONRE職員にとっては将来的に参考となり得る情報を提供することとなり、双方が求める内容を一度に提供することは困難であることが想定される。午前事業者、午後は職員向けといった形で時間を分けて説明したほうがよいと思われるが、どう思うか。

- 事業者向け、職員向けと分けず、一回でまとめて説明したほうがよいと考える。むしろ、一回のほうが望ましいという考えである。

日本) 8月及び12月のセミナーでは、どれくらいの人数規模を想定しているのか。

- 人数まではまだ具体的にはわからないが、レストランとともにホテルについても説明するとなるとそれなりに人数が増えると思う。40~50名程度ではないか。MONREとしても公衆衛生の観点も紹介したいと考えている。

その他

日本) 基準案について反対しそうな担当者や専門家、職員がいれば、事前に表敬訪問するなどして理解を深めてもらった方がよいと考えるが、そのような人はいるか。また、事前説明をしたほうが望ましい他部署や他省庁があれば教えてほしい。

- 反対意見はあると思われる。工業会は比較的環境問題について理解しているが、レストラン等のサービス業はそのような環境意識が低いかもしれない。

日本) セミナーを開催するにあたり、キーマンとなる方がいれば事前に打ち合わせ等を行った方がよいと思うが、そのようなキーマンはいるか。

- MONRE が主導するセミナーとなるため、そのような心配は無用である。

日本) 日本のホテル業界において最も著名なホテルと言われる帝国ホテルがエコマークを取得したことでマスコミにも取り上げられるなどの注目を集めた。そのため、普及のカギとなりそうな人や事業者にグリーンラベル取得について前向きになってくれることが重要であると考えている。

相互認証(MRA)

- MRA については、MONRE にとってまったく新しいものであるため、どのような法規に関連するものであるか、検討に時間がかかるだろう。

(3) まとめ

第1回日越協議での決定及び確認事項は以下のとおりである。

ベトナム・グリーンラベル基準策定支援

- 日本のベトナム・グリーンラベル基準策定支援について、レストランのほかホテル基準案についても作成する。
- さらに、下記品目のいずれか一つの基準案も日本が担当することとし、どの品目を扱うかは日本が検討後、ベトナムに提案する。

セラミック製品、木製家具、携帯電話、冷蔵庫 繊維基準は MONRE が担当する。

- 基準案の作成の進め方については日本側が基準案を用意し、実現可能性を事業者ヒアリング(インタビュー)していく方向を確認
- レストラン基準は、基準項目数を日本側で調整し、2週間を目途に MONRE に提案する。
- レストラン・ホテル基準をポイント制にするかは、8月のインタビューや MONRE との協議

のうえ決定する。

- 日本側は、基準案作成にあたり確認したい情報（ベトナムの法規や実情等）があればとりまとめて MONRE に送付する。これに対し、MONRE は可能な限り回答する。（できれば、基準案の送付に併せて取りまとめる）

8月の訪越技術支援、セミナー

- 8月の訪越日程は、7月31日(水)～8月2日(金)の3日間とし、1～2日目はハノイもしくはハノイ近郊のレストラン及びホテル事業者を各2社（合計4社）訪問し、基準案のヒアリングを行う。3日目のセミナーは MONRE での開催で調整し、MONRE 職員のほかレストラン・ホテルの担当者を招き、下記の内容を紹介・説明する。
 - a. エコマークのレストラン、ホテル基準に関する知見や海外環境ラベルの事例
 - b. ベトナム・グリーンラベルの認証を取得することのメリット
 - c. 基準案について意見交換

③12月の訪越技術支援、セミナー

- 日本提案の2019年度事業計画案で予定していた11月のセミナーと、MONRE 提案のワークプラン2019で提示されていた2020年1月のセミナーを統合し、12月の開催とする。
- 開催時期は、第3週(12/16(月)～)もしくは第4週(12/23(月)～)のいずれか2日間で調整することとし、具体的な日程は日本側で検討したのち MONRE に提案する。
- 主なスケジュールは下記とする。

表 2-1-5. 12月訪越技術支援スケジュール

	午前	午後
1日目	ホテル・レストラン基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問（ホテル or レストラン）
2日目	繊維・もう一つの品目の基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問（繊維 or もう一つの品目）

説明する品目を入れ替える可能性はあるが、ホテルとレストランはセット（ホテルと繊維ではなく）とする。



午前の会議の様子（環境省第5会議室）

2) 第1回訪日技術支援に係る訪問研修

(1) 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局

[日時]	令和元年6月19日(水) 13:00～16:30
[場所]	公益財団法人日本環境協会 会議室(東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階)
[出席者] 敬称略	ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Le Hoai Nam、Mr. Tran Duy Khanh 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸

2019年5月末現在、エコマーク認定基準「飲食店(レストラン)」及び「ホテル・旅館」では2,500を超える施設がエコマーク認定を取得している。安定的な経済発展が続くベトナムにおいてレストラン事業を運営する日系事業者の増加とツーリズム産業の拡大を視野に入れ、将来的なエコマークとの相互認証実現を見据えた協力も目指している。

エコマークのレストラン及びホテル基準は、必須項目と選択項目からなる約60の基準項目から構成されている。全ての基準項目を満たすことを認定の要件としている製品基準とは異なり、レストラン及びホテル基準では全ての必須項目と、申込者自身が選択した選択項目に適合することで獲得したポイント数が基準点以上であれば認定となるポイント制を導入している。ベトナム・グリーンラベル基準ではポイント制の採用実績がないため、当該分野の基準の策定支援を行うにあたって、日本エコマークの基準は良い先事例になると考えられる。

まず、ポイント制度を採用した背景を紹介した。レストランやホテルは事業規模、業態または地域によって提供されるサービスが異なるため、取り組むことができる環境活動は事業者の特色を色濃く反映したものとなる。また、両分野に共通するものとして料理があるが、当然のことながら、提供する料理によって調達する食材には大きな違いがある。そこで、画一的な基準項目を設定する代わりに、適合する基準項目を事業者が選択することができるようにしたほか、各評価カテゴリーにおいて「その他」の自由記述欄を設けることで、申請事業者独自の環境配慮活動ができる限り評価する項目を設けた。さらに、サービス分野に特有の認証スキームとして、チェーン認証の考え方や、基準適合の判断基準として主に実施の有無(実施レベルは問わない)で判断することや、現地確認で検証できる基準項目については原則、証明書類の提出を求めないことなど日本エコマークの経験に基づいたノウハウを説明した。最後に、基準案の素地となる資料をもとに、今後の基準案策定の進め方について日本側からの考え方を示し、MONRE から確認を得た。



エコマーク事務局訪問研修の様子

(2) 株式会社モスフードサービス

[日時]	令和元年 6 月 20 日(木) 9:30 ~ 11:30
[場所]	株式会社モスフードサービス本社（東京都品川区大崎 2-1-1 ThinkPark Tower 4 階）
[出席者] 敬称略	株式会社モスフードサービス 松田 由美子（会長・社長室 社会共創（SDGs）グループリーダー） 桑田 進（同 チーフリーダー） ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Le Hoai Nam、Mr. Tran Duy Khanh 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸

株式会社モスフードサービスは、ハンバーガーチェーンの「モスバーガー」を日本国内で約 1,300 店舗、海外で 375 店舗を展開しており、2017 年 10 月に日本国内のモスバーガー全店でエコマーク認定を取得した。モスバーガーでは、1972 年の創業当初より環境に配慮した店舗運営に取り組んでおり、ホットドリンクの陶器カップでの提供や 1995 年のリユース食器の導入、できる限り農薬や化学肥料に頼らないで育てた「モスの生野菜」を 1997 年に全店導入するなど環境活動に積極的に取り組んでいる飲食店である。エコマーク認定基準「飲食店」は、6 つの評価カテゴリーの 60 項目から構成されており、各カテゴリーにおいて一定数以上のポイントを取得することでエコマークロゴのほか最大 6 つのピクトグラムを使用することができるが、モスバーガーは飲食店認定事業者の中でも最も多くのポイントを取得している事業者の一つであり、6 つ全てのピクトグラムを表示することができる飲食店である。MONRE からは、現在ベトナムでは排水・下水設備などの水処理が大きな課題となっていることを挙げ、モスバーガーの排水設備やその管理方法に対して多くの質問が寄せられた。油脂分離機器であるグリーストラップの設置や下水設備が整備されていない地域での浄化槽の運用・管理方法等について多くの質疑応答が行われた。さらには、創業当初より環境配慮に取り組んできたモスバーガーがエコマークを取得した理由について尋ねたところ、消費者からの認知度が高いこと、信頼性の高い第三者機関から取組を認められることが自信に繋がり、さらなる取組の強化に励む意欲になっているとの回答があった。また、フランチャイズ加盟店に提出を求める定期報告の書類やニュースレター「MSR 通信」にエコマークを掲載してコミュニケーションに役立っている事例なども紹介された。



(株)モスフードサービス訪問研修の様子

(3) 株式会社帝国ホテル

[日時]	令和元年 6 月 20 日(木) 14:00 ~ 16:30
[場所]	帝国ホテル 東京 (東京都千代田区内幸町 1-1-1)
[出席者] 敬称略	<p>株式会社帝国ホテル</p> <p>鈴木 公持 (総務部 総務課 ESG 推進 支配人)</p> <p>大貫 勝 (同 アシスタントマネジャー)</p> <p>中西 萌々 (同 アシスタントマネジャー)</p> <hr/> <p>ベトナム天然資源環境省(MONRE)</p> <p>Mr. Le Hoai Nam、Mr. Tran Duy Khanh</p> <p>公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局</p> <p>藤崎 隆志、小林 弘幸</p>

株式会社帝国ホテルは、2016年6月に帝国ホテルグループすべての直営ホテル（帝国ホテル東京、帝国ホテル大阪、上高地帝国ホテル、ザ・クレストホテル柏）でエコマークを取得した。2001年に社長を委員長として設置した環境委員会のもと、各職場から選出されたメンバーから構成されるグリーンチームを形成し、全社的な取組を進めている。さらには、23品目に廃棄物を分別し、可能な限りリサイクルにまわしている点は特筆され、詳細な資源・ごみ分別表を作成するとともに、ごみ集積所では品目ごとにイメージと注意事項のほか1kg当たりの廃棄コストも明記したサインを掲示するなど、分別の徹底に加えスタッフのコスト意識の醸成を図っている。また、食品ロス対策にも積極的に取り組んでおり、通常廃棄される調理で発生したエビの殻をスープに利用するなど二次利用を促進していることに加え、やむを得ず発生した食品廃棄物はホテル内に設置した生ごみ乾燥機を用いて堆肥化している。

館内見学では、実際の廃棄物の分別作業や集積所を見学した。集められた牛乳パックや客室用スリッパは業者に回収され、それぞれペーパータオル、固形燃料にリサイクルされることが説明された。特にペーパータオルは帝国ホテルで使用されることにMONRE担当者は高い関心を示した。また、生ごみ乾燥機に食品廃棄物を投入し、堆肥化する工程を見学した。食品廃棄物については集積所への搬入時に計量作業が行われ、発生元と計量値が記されたシールによって情報管理を徹底していることが解説された。最後に、作られた堆肥の一部を農家に提供し、生産された野菜をホテルの料理に使用することで食品リサイクルに貢献している取組を紹介し、ホテル基準の策定をもってベトナムでも同様の取組が広がることを期待したいとの意見があった。



(株)帝国ホテル訪問研修の様子

(4) キヤノンエコロジーインダストリー株式会社（キヤノンエコテクノパーク）

[日時]	令和元年 6 月 21 日(金) 13:00 ~ 16:30
[場所]	キヤノンエコロジーインダストリー株式会社（茨城県坂東市馬立 1234）
[出席者] 敬称略	<p>キヤノン株式会社</p> <p>古田 清人（環境統括センター所長 理事） 平澤 利和（同 環境企画課長） 土肥 克匡（渉外本部 渉外本部企画部 渉外本部企画課長） 中村 好孝（同 主席） 篠原 有貴（同）他</p> <p>キヤノンエコロジーインダストリー株式会社</p> <p>荒井 徹（代表取締役社長） 新井 博文（事業開発推進部 主席） 他</p> <p>ベトナム天然資源環境省(MONRE)</p> <p>Mr. Le Hoai Nam、Mr. Tran Duy Khanh</p> <p>環境省</p> <p>小澤 守</p> <p>公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局</p> <p>藤崎 隆志、大澤 亮、小林 弘幸、澤田 祐介</p>

キヤノンのコピー機やプリンターなどの複合機、トナーカートリッジ、インクカートリッジのリユース・リサイクルを担うキヤノンエコロジーインダストリー株式会社は、2018年に最新鋭の工場と体験型ショールームを備えるキヤノンエコテクノパークを開設した。同工場では、トナーカートリッジやインクカートリッジの自動選別・リサイクルシステムによるリサイクルや、複合機のリマニュファクチャリングを行うとともに、これからの時代を担う小学生をメインとした環境学習の場を提供している。

工場見学では、キヤノングループの環境活動についての紹介後、ショールームにてキヤノンエコテクノパークのリユース・リサイクルの概要について説明を受け、上述の自動リサイクルシステムを見学した。クローズドループリサイクルを実現したトナーカートリッジでは、オートメーション化されたリサイクルによって純度 99%以上の再生プラスチックの生産を可能にするとともに、以前の工場に比べ、リサイクル工程の作業環境におけるトナーの飛散濃度を 10 分の 1 に減少することができたという。その後、実際の作業現場に入り、複合機の分解作業や部品の破碎・分別機器を間近で見学した。



キヤノンエコロジーインダストリー株式会社（キヤノンエコテクノパーク）訪問研修の様子

2 - 1 - 4 第 1 回訪越技術支援

第 1 回訪越技術支援は、7 月 31 日から 3 日間にわたりベトナム・ハノイにて行われた。ベトナム・グリーンラベル基準のホテル・レストラン基準の策定協力にあたり、現地の事業者へベトナムの現状を探るヒアリングを主な目的とし、MONRE の要望により、環境に関心の高いハノイの事業者に向けたトレーニングセミナーを 8 月 2 日(金)に実施した。ヒアリングにあたり、将来的にエコマークとの相互認証を見据えていることからエコマーク基準をベースにしつつ、両分野に関連するベトナムの法体系や市場状況に関する文献及びインターネット調査結果を考慮した基準素案を作成したうえで、ヒアリングを行った。また、ヒアリングを実施した事業者の選定については、MONRE が担当した。

表 2-1-6. 訪問事業者スケジュール

日時	訪問先	備考	
7/31 (水)	8:30~ 9:00	MONRE	訪越技術支援（ヒアリング訪問先、8/2(金)セミナー）の全体スケジュールの確認
	9:30~ 11:00	SHC Vietnam Investment Trading and Service Joint Stock Company	<ul style="list-style-type: none"> 日本食レストランチェーン(Hotto-Hot Plate、Kanpai、Maneki Neko Deli)及びベトナム料理(Vietstreet)をベトナム全域で展開 2019 年 8 月現在、合計 37 店舗を営業
	13:30~ 15:30	JW Marriott Hotel Hanoi	<ul style="list-style-type: none"> マリオットホテルは、リッツ・カールトンなどのホテルを運営するアメリカに本部を置くマリオット・インターナショナルが運営するホテル ホテル数では世界最大のホテルチェーン ベトナムでは、ハノイのほかベトナム南部のフーコック島にマリオットホテルを営業
	15:45~ 17:30	Crowne Plaza West Hanoi Residences	<ul style="list-style-type: none"> インターコンチネンタルホテル、ホリデーインなど 100 カ国 5,000 以上のホテルを運営するイギリスに本社を置く IHG グループのホテル ベトナムでは、ハノイとダナンにホテルを運営
8/1 (木)	9:30~ 11:00	InterContinental Hanoi Westlake	<ul style="list-style-type: none"> クラウンプラザホテルと同じく、IHG グループの中核ホテル ベトナムでは、6 ホテルを展開
	16:00~ 17:30	MONRE	<ul style="list-style-type: none"> 翌 8/2(金)の現地セミナーの事前打ち合わせ 技術協力の今年度の取組について協議
8/2 (金)	8:30~ 12:00	MONRE 主催トレーニング セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関心の高いベトナム事業者を対象としたトレーニングセミナー タイプ 環境ラベル及び GPP を取り巻く世界的動向とその活用事例を紹介

1) 第2回日越協議(ベトナム・ハノイ)

[日時]	令和元年8月1日(木) 16:00~17:30
[場所]	ベトナム天然資源環境省(MONRE: Ministry of Natural Resources and Environment) 執務室内打ち合わせスペース
[出席者] 敬称略	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. Le Hoai Nam (Director of Environmental Quality Management, Vietnam Environment Administration (VEA), MONRE) • Mr. Nguyen Hoang Duc (Official) • Mr. Tran Duy Khanh (Official, Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE) • Ms. Dinh Phuong Quynh (Official, Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> • 環境省大臣官房環境経済課 環境専門調査員 小澤 守 • 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志、事業推進課 主任 小林 弘幸
言語	日越逐次通訳

(1) 協議概要

ベトナム・グリーンラベル基準策定支援としてレストラン及びホテル基準案を策定するにあたり、現地事業者ヒアリングするとともに、MONRE が開催を希望した上記業界の環境担当者を招いたセミナーのため訪越した。そこで、翌日にセミナーを控え、当日の事前打ち合わせとともに、今年度の技術支援内容について協議する打ち合わせを行った。主には、6月の第1回日越協議の合意事項を踏まえ、レストラン及びホテル基準案の進捗状況の共有とともに MONRE が想定する2つの基準レベルや将来的な方向性の確認、12月の訪越技術支援の具体的な取組内容について協議を行った

(2) 協議内容

8月2日(金)セミナーについて

翌日2日(金)に開催するセミナーについて事前打ち合わせを行い、以下の事項を確認した。

- アジェンダを確認した。資料は MONRE が印刷しており、会場レイアウト、プロジェクタ投影するバナーなど当日の運営状況を確認した。
- セミナー終了後、繊維基準案の策定を依頼している外部専門家(コンサルタント)と繊維基準に関する内容について約30分打ち合わせを行うことを確認した。
- エコマークの発表にて食品リサイクルに触れる際、ベトナムの現状では食品廃棄物の肥料・飼料化は工場も少なく困難であることから、そのような状況を踏まえて検討していくことを補足説明する。

今年度の技術協力について

今年度の技術協力について、ベトナム・グリーンラベル基準策定支援についての確認事項は以下のとおりである。

- MONRE は繊維基準の策定を優先的に進めたい意向があり、前述の通り外部専門家（2名）と契約し、基準案の作成を進めている。エコマークではすでに繊維基準が制定され知見も豊富であることから、エコマーク基準の提供や作成する基準案へのアドバイスなどサポートをお願いしたい。2か月後に基準案が作成される予定で、事前にメールにて送付するので、12月の次回の訪越の際にアドバイス等をお願いしたい。

日本）繊維基準策定のサポートは承知した。12月の訪越時にも必要があればサポートを実施したい。

- 目標は2019年12月までに繊維、ホテル、レストランそしてもう一つの基準を策定することである。MONREでは専門知識が乏しく、人的リソースや予算も非常に限られていることから、ホテルとレストラン以外のもう1品目について日本が基準を策定してもらうことは可能か。また、12月のセミナーの目的はこれらの基準案の意見聴取であるが、もう一つの品目の基準は12月までに策定することは時間的に可能か。

日本）6月の日本での三者協議にて、もう一つの品目の基準案策定についても日本が協力することになったため、そのような想定で進めているが、ベトナムから提案があった品目（セラミック製品、木製家具、携帯電話、冷蔵庫）のどれを担当するか検討中であり、8月末までに回答したい。12月までの策定については、基準案であれば可能である。

- ホテル、レストラン基準案のヒアリングについて、必要な情報は得ることができたか。必要であれば市場調査等を実施して、情報を共有することもできる。

日本）必要最低限の情報は確認することができた。不明な点が出てくれば、改めて確認したいと思う。

③12月の訪越技術支援について

12月の訪越技術支援に関する決定事項とコメントは以下のとおりである。

- 12月の訪越日程は12/18～20とし、ホーチミンとする。
- 12月の訪越では、ホーチミンでセミナーを開催するほか、繊維工場の見学や、もう一つの基準に関する現地事業者のヒアリングを実施したらどうか。

6月の三者協議ではセミナーは2日間とし、下記の日程がMONREより提案された。

表 2-1-7. 12月訪越技術支援スケジュール

	午前	午後
1日目	ホテル+レストラン基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問
2日目	繊維+もう1品目基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問

- 会場となるホテルの選定は直前になり、開催費用についてはMONREが頑張る。

- 学識経験者も訪越するため、繊維基準を担当する外部専門家と MONRE との打ち合わせも設定してほしい。
- セミナーには、ホテルやレストラン、繊維、もう一つの基準に関する事業者や専門家を招待する。
- MONRE から誰が参加するかは未定だが、遠方となるため Nam 氏のみになる可能性がある。日程が近づいてきたら、改めて連絡する。

ホテル、レストラン基準案について

基準策定支援を行っているベトナム・グリーンラベルのホテル及びレストラン基準案について、確認を行った。確認事項は以下のとおりである。

- ホテル、レストラン基準の基準レベルについては、難しすぎると取得できる事業者が限られるため、まずはファーストステップとして取り組みやすいレベルにしたほうがよいと考える。そして、3年毎の改定時に厳しくしていく方向でどうか。
- 10月末を目途に MONRE にホテル・レストランの基準案を提出してもらい、12月のセミナー前に事業者基準案を送付することで、フィードバックを事前にもらうなどセミナーを効率的に実施したい。
- ベトナム・グリーンラベルを取得した事業者に対し、法人税を50%免税することは2019年5月13日に公布された「決定 40/2019/ND-CP」第43条 法人税の優遇措置に規定されている。ベトナム・グリーンラベルのすべての商品とサービスが対象となる。

その他

- ベトナム・グリーンラベルの審査は、MONRE が行う。法律の規定では現地確認はなく、書類審査だけになっているが、書類審査に加えて専門家の意見聴取や必要であれば現地審査を実施したほうがよいと考え、法律（グリーンラベルの審査に関する法規は、通達レベルか）の改定を検討している。
- 12月の訪日研修の日程は、12/4～6（総日程 12/3～7）でよい。参加者は調整して10月末までに連絡する。1か月前までに招待状を送付してもらいたい。また、ビザは不要である。
- エコマークについて質問したい。エコマークを取得するメリットは何か。
日本) 公共調達に活用されることのほか、第三者認証であるエコマークを取得することによる信頼性の向上などである。また、最近の海洋プラスチックごみ問題などで問い合わせが増えている。
- ベトナム人の環境意識はまだまだ低く、より高めていきたいと考えているが、何かいいアイデアはあるか。
日本) 環境意識を向上させるには地道な普及が重要である。例えば、若年層から教育していくことが効果的で、教科書などで紹介してもらうことは効果的である。関連省庁と相談してみたらどうか。
日本) ベトナムの GPP の現状について教えてほしい。

- 公共調達の入札規定に関する法律を制定しているところである（ベトナムでも入札の一般的事項を定めた「調達法」があるため、「制定」ではなくおそらく「改定」を意図した発言だったと思われる）。グリーンラベル認証製品を優先調達することになっているが、特に変更はない。

(3) まとめ

第2回日越協議での決定及び確認事項は以下のとおりである。

- セラミック製品、木製家具、冷蔵庫、携帯電話のうち、日本側が策定支援する1品目を8月末までにMONREに報告する。
- 年内までに、ホテル、レストラン、繊維製品ともう1品目の策定を完了したい。
- 12月の訪越日程は12/18(水)~20(金)、場所はホーチミンとし、セミナー内容は上記4基準の事業者ヒアリングを行う機会としたい。

6月の三者協議ではセミナーは2日間とし、下記の日程がMONREより提案された。

表 2-1-8. 12月訪越技術支援スケジュール

	午前	午後
1日目	ホテル+レストラン基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問
2日目	繊維+もう1品目基準案説明・事業者ヒアリング	企業訪問

- 会場費用については、MONREが頑張りたい。MONREからの参加者は不明だが、Nam局長のみになる可能性もある。
- 10月末までにホテルとレストラン基準案をMONREに提出する。セミナー前に事業者に送付し、フィードバックをもらうことで、セミナーを効率的に行いたい。
- 5/13に「決定 40/2019/ND-CP」を公布した。43条にグリーンラベル取得による企業所得税の減免が記載された。環境保護法に修正、加筆を加えるための決定のよう。
- 12月の訪日研修は、12/4(水)~6(金)(総日程12/3(火)~7(土))として、参加者を10月末までに日本側に連絡する。



会議の様子

2) ベトナム・グリーンラベル基準策定支援に係る現地事業者ヒアリング

(1) SHC Vietnam Investment Trading and Service Joint Stock Company

[日時]	令和元年 7 月 31 日(水) 9:30 ~ 11:00
[場所]	SHC Vietnam Investment Trading and Service Joint Stock Company (以下、SHC) 会議室
[出席者] 敬称略	SHC 代表者、マーケティング、品質、技術担当者など 5 名 (名刺を持って おらず、名前は不明) ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Nguyen Hoang Duc, Mr. Tran Duy Khanh ----- 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会 藤崎 隆志、小林 弘幸

SHC は、複数の日本食レストランチェーン(Hotto-Hot Plate、Kanpai、Maneki Neko Deli) 及びベトナム料理のレストラン(Vietstreet)をベトナム全域で 30 店舗以上展開しているベトナム・ハノイに本社を置く企業である。

SHC が調達する食材の 8 割は、ベトナム農業農村開発省が定めた農業生産管理基準「VietGAP¹⁰ (Vietnam Good Agricultural Practice)」を取得したサプライヤーから手配しており、さらに適宜、サプライヤーの現地確認や検査キットで野菜の残留農薬をチェックするなど安全管理を徹底して行っていると自信を込めて語った。廃棄物の取扱いについては、SHC が展開するレストランのほとんどがショッピングモール内に出店していることから、ショッピングモールが契約している処理業者が回収する。廃棄物量に応じて処理費用が請求される従量制ではなく、毎月定額の費用を支払うパッケージ契約となっている。そのためか、食品含む廃棄物の発生量を店舗では計測していないと述べ、またレストランが廃棄物量を計測はすることはベトナムでは一般的ではないと思われるとの意見があった。

排水は、法律では適切な処理を施してから排水する程度の規定だが、SHC の各店舗にはグリーストラップを設置し、ショッピングモールの配管に流すなどの自主的な処置を行っている。



打合せの様子

¹⁰ ベトナム農業農村開発省が定めた農業生産管理基準。食品の安全性の保証、トレーサビリティ、生産環境及び労働者の生活環境保全、労働者の健康保護の 4 分野からなり、4 種類の作物 (野菜・果物、茶葉、米、コーヒー) に関する VietGAP 基準を公布している。

(2) JW Marriott Hotel Hanoi

[日時]	令和元年 7 月 31 日(水) 13:30 ~ 15:30
[場所]	JW Marriott Hotel Hanoi (以下、マリオットホテル)
[出席者] 敬称略	マリオットホテル Mr. Giam Doc Ky Thuat (Director of Engineering)、他 2 名 ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Nguyen Hoang Duc, Mr. Tran Duy Khanh ----- 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会 藤崎 隆志、小林 弘幸

マリオットホテルを運営するのは、リッツ・カールトンなどのホテルも手掛けるマリオット・インターナショナルで、アメリカ・メリーランド州に本部を置く多国籍企業である。ベトナムでは、2つのマリオットホテルが展開されている。

マリオットホテルでは、世界共通のグループポリシーに従い、ベトナムの食品安全基準に従うはもとより環境に配慮した食材を優先して使用しており、それに伴ったサプライヤーを選定しているという。また、グループの食品安全基準に従っているかをサプライヤー契約時に確認するほか、サプライヤーに対し第三者による監査も行っている。食品残さについては、まだ食することが可能なものはキッチンスタッフの賄い食に使用し、期限切れや傷んだ食材は養豚業者などに無償で提供しているとのことである。

廃棄物については計測しないものの、投入する容器の数を数えておおよその量を把握しているという。ホテルとして廃棄物の発生量を管理するために、記録を取り、1か月毎に報告している。分別については、プラスチックとガラス・紙を分けて廃棄しているが、食品はそこまで厳密に分けられているかは不明である。廃棄物処理に費用はかかっておらず、すべて処理業者が有償で買い取り、その収入を政府に納めている。政府はそれらの収入を廃棄物処理に充てていると思われるとの意見もあった。水、電気の使用量は毎日記録しているのももちろん毎月の削減目標を立てて運用しており、電化製品は省エネラベル等の製品を優先調達し、省エネに関する賞を受賞するなど、環境配慮の取組を積極的に実施している印象が強いホテルであった。



打合せの様子

(3) Crowne Plaza West Hanoi Residences

[日時]	令和元年 7 月 31 日(水) 15:45 ~ 17:00
[場所]	Crowne Plaza West Hanoi Residences(以下、クラウンプラザホテル) 会議室
[出席者] 敬称略	クラウンプラザホテル Mr. Barun Jolly (General Manager) 冒頭のみ、Mr. Do Thi Khanh Van (Executive Housekeeper)、他 2 名 ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Nguyen Hoang Duc, Mr. Tran Duy Khanh 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会 藤崎 隆志、小林 弘幸

クラウンプラザホテルは、インターコンチネンタルホテルやホリデーインなど 100 カ国 5,000 以上のホテルを運営するインターコンチネンタルホテルズ(IHG)グループのホテルである。

食材の管理は徹底して行っており、調達する食材はオーガニック食材や VietGAP 取得サプライヤーから手配するほか、毎月 1 回サプライヤーを訪問のうえチェックするほか、第三者機関に監査も依頼しているという。食品残さについては、オーダー毎で調理するためコントロールが可能であることからほとんど発生せず、発生した場合は使用後 2 時間で廃棄し、食品廃棄物とほかの生活ごみは廃棄時には分別しているが、生活ごみとして毎日処理業者が回収している。食品廃棄物は発生量を計測し、記録しているほか、廃棄物は処理業者と定額契約のうえ処理している。

IHG グループでは、各ホテルに省エネやリサイクルの実績を毎月報告させているほか、設定された目標に未達の場合は強い注意を与え、PDCA の徹底を求める。そのため、三か月に 1 回、定期的に省エネの訓練を全従業員に行うほか、設備関係も消灯の自動化(人感センサー等)を進めている。備品、機器、設備などすべて IHG グループのポリシーに従って調達し、備品はグループ指定のジョンソン・エンド・ジョンソン(J&J)から調達している。省エネ製品を購入するポリシーがあるが、最も重要な基準は安全であり、環境配慮は次点となる。IHG グループは低炭素やグリーン成長などを経営の柱とし、各ホテルにランク付けしており、最も特徴的な考え方として低炭素の取組が利益率より比重が大きいという。



打合せの様子

(4) InterContinental Hanoi Westlake

[日時]	令和元年 8 月 1 日(木) 9:30 ~ 11:00
[場所]	InterContinental Hanoi Westlake (以下、インターコンチネンタルホテル)
[出席者] 敬称略	<p>インターコンチネンタルホテル Mr. Erik Daniels (Executive Assistant Manager)、Mr. Tran Duc Kien (Deputy General Director)、Mr. Nguyen Cao Tuan (Hotel Chief Engineer)、他 2 名</p> <p>ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Nguyen Hoang Duc, Mr. Tran Duy Khanh</p> <hr/> <p>環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会 藤崎 隆志、小林 弘幸</p>

インターコンチネンタルホテルは、前述のクラウンプラザホテルと同じく IHG グループのホテルであり、ベトナムでは 5 つのインターコンチネンタルホテルを運営している。

食材については、市の食品安全衛生局からの認証を取得したサプライヤーからのみ調達している。VietGAP 適合サプライヤーからも調達しているが、より高額となるため VIP 用などの一部の食材のみ仕入れている。廃棄物費用は重量に応じて処理業者より請求されるため、計測しているものの正確に計測しているわけではない。廃棄物は、ハノイ市人民委員会に属する国営企業である Hanoi Urban Environment One Member Limited Company (URENCO¹¹) に依頼している。食品リサイクルについては、ベトナム全土から多くの食品廃棄物が発生するが、リサイクルできる工場がベトナムには非常に少なく、食品リサイクル工場の整備には政府の援助が必要だと自身の見解も語った。なお、IHG グループには廃棄物や有害物に関する方針があり、すべて厳しく管理されているほか、食品廃棄物を削減する目標も掲げられているという。

備品は、IHG グループの方針により J&J から調達している。IHG グループの内部監査が年 3 回行われ、食品衛生、サービスの品質、リスク管理、水質などベトナムの法規より厳しい基準で監査される。また、ベトナム政府は年 4 回、排水についてチェックしており、ハノイ市のすべてのホテルは 3 年前から排水処理業者に配管を通して排水することが求められたという。



打合せの様子

¹¹ URL: <http://urenco.com.vn/en/> (ベトナム語)

3) トレーニングセミナー

(1) 開催概要

タイトル	Common Workshop Eco-label criteria for restaurants in Japan and the best products in Vietnam
日時	2019年8月2日(金)
場所	ベトナム・ハノイ
会場	Bao Son International Hotel (No. 50 Nguyen Chi Thanh Str., Dong Da Dist., Hanoi, Vietnam)
主催	ベトナム天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE)
出席者 * 敬称 略	事業者、ハノイ市周辺の自治体担当者、大学教授など約 30 名 <日本からの出席者> 小澤 守 環境省大臣官房環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係 環境専門調査員 藤崎 隆志 同 エコマーク事業部 事業部長 小林 弘幸 同 エコマーク事業部 事業推進課 主任
言語	ベトナム語

(2) 会議の概要

本トレーニングセミナーは、2019年8月2日(金)にベトナム・ハノイにある Bao Son International Hotel で開催された。ベトナム・グリーンラベルは、2009年の決定(Decision) No. 253/QD-BTNMT」によって開始されて以降、17基準が制定されているものの、認定累計製品数が59と伸び悩んでいることが課題となっている。消費者もさることながら事業者への認知度が低いことが原因として挙げられている。そこで、グリーンラベル制度の普及に向け、まずは認証数を増やしていきたいという MONRE の意向があり、事業者に向けてタイプ 環境ラベルを取り巻く世界的動向や海外での活用状況、取得メリット等を紹介することで、事業者の関心を高めて認証取得の促進につなげたいとの考えから、本トレーニングセミナー開催に至った。

エコマーク事務局からは、タイプ 環境ラベル及び GPP を取り巻く世界的動向や日本のタイプ 環境ラベル「エコマーク」の紹介、エコマークを活用した日本でのビジネスチャンスなどタイプ 環境ラベルの海外事例の一つとして情報提供したほか、グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案策定に向けて、エコマークのレストラン、ホテル基準を同分野の事例紹介として発表を行った。

MONRE からは、本トレーニングセミナーが開催された背景やグリーンラベル制度の概要、環境に配慮したビニール袋の優遇政策、ベトナム GPP について発表が行われた。

(4) 会議の内容

Opening

開会に先立ち、MONRE VEA 環境品質管理課課長 Mr. Le Hoai Nam より開会の挨拶があった。Mr. Le Hoai Nam は、参加者に向けてベトナムにおける環境政策への協力と本セミナーへの参加について謝辞を述べるとともに、本トレーニングセミナーの開催背景について触れた。日本国環境省の協力のもと、2019 年はレストラン及びホテルの基準策定を予定しているほか、他の機関とも協力して繊維製品やその他の基準の制定を目指していると、今年度のグリーンラベルの活動計画を紹介した。特に、ベトナムの観光産業は主要産業の一つであり、国際的にも同分野の環境意識が高まっていることを踏まえ、レストラン・ホテル基準が制定された際は、ぜひ多くの事業者に取得を検討してもらいたいと述べた。

本トレーニングセミナーでは、ベトナムでの環境政策や企業支援制度について MONRE から説明するほか、ベトナム・グリーンラベルと同じタイプ 環境ラベルである日本のエコマークからは、日本の取組を紹介してもらうこととなっている。日本のエコマークは 30 年以上の経験があることから、環境活動に関心の高い参加者にとって非常に参考になるだろうと期待を寄せた。その他に、ベトナムの環境政策、企業支援制度について説明すると議事次第を紹介した。

最後に、策定を進めている基準案は近いうちの公開を目指したいと話し、ぜひ多くの方からの意見を募りたいと語った。2019 年末の制定を目標に、策定を進めていきたいと意気込みを語り、挨拶を締めくくった。

Tổng Quan Về Nhãn Xanh Việt Nam Và Chính Sách Mua Sắm Công Xanh (機械翻訳：ベトナム・グリーンラベルとグリーン産業の調達方針の概要)

MONRE VEA 環境品質管理部の代表者より、ベトナム・グリーンラベル及び GPP の概要について説明があった。2009 年に「決定(Decision) No. 253/QĐ-BTNMT」にてベトナム・グリーンラベル制度の立ち上げが承認され、現在までに 17 品目の基準を公布している。その品目とは、洗剤やバッテリー、LED などである。続いて、グリーンラベルの申請手順について説明した。グリーンラベルの認証手順は、



2013 年に公布された「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT」によって定められており、認証に要する日数は 30 日間程度となっている。申請書類等は、MONRE ウェブサイトから入手可能となっており、取得に係るすべての費用が無料である。無料である理由は、グリーンラベル制度がまだパイロット事業という位置付けで、一部国家予算からの支援があるからだと述べた。

次に、環境配慮型プラスチックバッグ認定制度について触れた。2010 年に制定された「環境保護税法」により、環境に有害なビニール袋に税金が課されるようになった。そして、環境保護税法をもとに制定された「通達(Circular) No.07/2012/TT-BTNMT¹²」では、当通達に定められた要件を満たすビニール袋については免税されることになり、現在までに約 50 製品が認定を受け

¹² URL: <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/vie117977.pdf> (英語)

ているという。

これらの環境配慮型製品の開発や製造にはそれなりのコストがかかる。そこで、政府機関などの公的機関が優先的に環境配慮型製品を調達する GPP 制度によって、環境配慮型製品を製造する事業者を支援したいと考えている。2014 年に改正された環境保護法の第 44 条とその実施規則の位置付けである「通達(Decree)19/2015/ND-CP」にて、公的機関はグリーンラベル認証製品の調達が奨励されている。しかし、現在、公共調達については財務書が所管する調達法に順ずる必要があり、環境側面より経済性が優先されている状況である。そのため、MONRE では国家予算を管轄所管である財務省(MOF)、入札を管理する計画投資省、品質管理を所管する商工省と、GPP の実効性を高めるため協議を進めている。また、GPP に関するいくつかの法令が公布されているものの、具体的な導入方法や実施方法が明確ではないことも課題であると感じていると述べ、より GPP を普及させていくためにはガイドライン等を作成していきたいとも語った。

③Type 1 Eco Label in Japan, Overview, Experience and Business Chance in Japan through Eco Mark (エコマーク事務局 小林弘幸) 資料編 2-1-1

続いて、エコマーク事務局の小林からは、ベトナム国外のタイプ 環境ラベル制度の事例紹介として、日本の「エコマーク」の取組や経験を紹介する発表を行った。



まず、環境問題を取り巻く国際的な動向について紹介した。世界では「持続可能性」がビジネスのキーワードになりつつあり、持続可能性に取り組みない事業者が市場から淘汰され始めている。2015 年には、国連が「持続可能な開発目標 SDGs」を採択し、世界各国が SDGs 達成に意欲を示す姿勢を取っており、様々な政策が展開されている。17 の目標から成る SDGs の目標 12「つくる責任、つかう責任」に注目し、12.3 では食品ロス削減が、12.7 では持続可能な公共調達が掲げられている点を紹介した。また、海洋プラスチック汚染問題を中心とした使い捨てプラスチック問題は、世界がいま最も注目されている課題であるとし、タイプ 環境ラベルとしても積極的に取り組む必要があると述べた。

次に、改めてタイプ 環境ラベルについての解説を行った。ISO による区分から、第三者認証、製品・サービスのライフサイクルを考慮した基準作りなどの特徴、省エネラベル等の単一側面のみを評価する環境ラベルとの違いについて解説した。そのうえで、エコマーク制度の概要に触れるとともに、エコマーク及びベトナム・グリーンラベルがメンバープログラムとなっているタイプ 環境ラベルの国際ネットワーク組織である「世界エコラベリング・ネットワーク (GEN)」を説明した。さらに、GEN メンバー間で相互認証が盛んに行われており、エコマークとベトナム・グリーンラベルとの将来的な相互認証締結を見据えて、協議を実施していることにも触れた。加えて、SDGs ターゲット 12.7 にて「持続可能な公共調達(SPP)の促進」が示されていることから、GPP や持続可能な公共調達を重要施策と位置付ける国が増えてきており、その GPP や SPP の実効性を高めるツールとしてタイプ 環境ラベルが重要な役割を担っていると話

した。そして、エコマークの認証プロセスや必要な申請書類、費用について解説し、本セッションを締めくくった。

Sharing Success Case of Eco Mark Restaurant and Hotel Criteria, Looking Beyond Vietnam Market (エコマーク事務局 小林弘幸) 資料編 2-1-2

休憩をはさみ、ベトナム・グリーンラベルのレストラン及びホテル基準の策定に向け、事業者のタイプ環境ラベルに関する理解を深めることを目的とした当該分野の事例紹介についても、同じくエコマーク事務局の小林から発表を行った。



まず、タイプ環境ラベルにおける当該基準の制定状況について触れた。レストラン基準は、GEN加盟プログラムのなかではエコマークを含めて5ラベルが制定しており、エコマークでは2019年2月時点で2,522店舗が認定を取得している。一方、ホテル基準は6機関が制定しており、同じく2019年2月時点で729ホテルが世界でタイプ環境ラベルの認定を取得している。各国とも認定数が増加傾向にあり、環境意識の世界的な高まりを受けて、さらにその傾向が強まるだろうとの見解を示した。

次に、エコマークのレストラン及びホテル基準について解説を行った。最も特徴的な点として、ポイント制を導入したことを挙げた。特にレストラン分野は様々な業態が存在すること、ホテルでは多種多様な環境活動が行われていることから、一律的な基準を設定することによる不公平感を軽減する狙いと、その様々な取組を評価する仕組みの構築が目的であったとその背景を説明した。評価カテゴリーを6つに集約し、カテゴリー毎に必須項目と選択項目を設け、事業者独自の取組についても評価する仕組みとした(ただし、必須項目が設定されていないカテゴリーもある)。さらに、環境ラベルのロゴはその製品やサービスが有する環境特性を広く消費者に伝達する役割を担うが、エコマークロゴだけではレストランやホテルのその多種多様な環境活動を表現することが困難であることから、評価カテゴリーごとの特性を示したピクトグラムを作成したことを紹介した。続いて、各カテゴリーでの主な基準項目を紹介・解説したのち、基準適合の判断方法に触れた。判断方法は、数値基準のような定量的な判断ではなく、取組実績の有無で判断する。証明方法としては、主に説明資料を求めるとともに、現地監査で確認可能な項目については、現地監査での確認作業とすることで、事業者の申請に係る負担を軽減するといった工夫を紹介した。そして、最後に認定プロセスや費用に触れたのち、エコマークを認定することにより広報活動に活用できるだけでなく、従業員の環境意識を向上させ、省エネや廃棄費用の削減が促進されることによる利益の最大化につながることをメリットであると述べ、将来的なグリーンラベル取得の検討を促した。

Discussion

全発表後、Mr. Le Hoai Nam がモデレーターとして参加者とのディスカッションが行われた。
✓ 様々な基準や規格があり、共通するところは明確にすべきと考える。ISO14001をはじめ、紙

や木の認証制度である FSC 及び PEFC などあり、グリーンラベルとどのように共通化させるのか。また、ISO14001 を満たしていたら、グリーンラベル基準の何割適合しているのか。さらに、グリーンラベル認証製品を日本に輸出する場合、エコマークを取得することができるのか。

(MONRE) グリーンラベルとエコマークについては、相互認証を締結し、分野ごとの基準項目の一部共通化を目指しており、グリーンラベルを取得したとしてもエコマークを自動的に取得できるわけではない。ISO14001 を取得している事業者がグリーンラベルを申請する場合は、環境品質確認報告書の作成・提出が免除される。

- ✓ こういったセミナーだけではグリーンラベルの普及は難しいため、各業界団体、工業会にも検討委員会などを作ってもらったほうがよい。

(MONRE) 今後、各業界団体や工業会などとの連携を検討していきたい。将来的には基準策定にも参画してもらおう仕組みにできればと考えている。

- ✓ コメントだけであるが、各省庁から公布される政令の内容について整合が取れていないことが多い。例えば、MOF の政令と MONRE の政令内容が一致しておらず、また表現の解釈が異なり、その政令内容について適切に実施できなかったことがある。
- ✓ グリーンラベルを取得できるような製品は、開発コスト等がかかることから価格が上がってしまい、売上も上がらない。

(MONRE) GPP の実施を強制にするなど、環境配慮型製品を優先的に調達されるような仕組みを作っていきたい。公共調達規模は、発展途上国において GDP の 25% を占めるとも言われており、MONRE としては率先して GPP に取り組むことで、環境配慮型製品を製造・販売する事業者が長期的な利益を得られることができるよう取り組んでいきたい。また、環境配慮に関する新規プロジェクトを支援する MOF の通達が公布されていたが、対象は新規のプロジェクトに限り、既存の事業者のプロジェクトは対象外であった。しかし、最近見直しを行ったと聞いている。

- ✓ ホテルを運営している事業者であるが、グリーンラベルのホテル基準はいつ制定される予定か、また取組度合いによって重み付けをするのはどうか。

(MONRE) 2019 年 12 月にホテル基準案を作成し、大臣に提案する予定である。重み付けについては検討したい。

- ✓ 日本に輸出する場合、エコマーク認定製品への優遇措置はあるか。

(エコマーク事務局) エコマーク認定製品への優遇措置はないが、日本では GPP が実施されており、エコマーク認定製品のような環境ラベル認定製品は優先して調達するよう推奨されている。

- ✓ エコマークのホテル基準の策定直後の状況や事業者からの声があれば参考のため教えてほしい。
- ✓ (エコマーク事務局) エコマークのホテル基準制定直後に、有名なビジネスホテルチェーンのスーパーホテルが取得した。2019 年 3 月に改定し、認定数が順調に増加している。認定ホテ

ルからは、エコマーク取得により MICE¹³の誘致に成功したことや、従業員の環境意識が向上し、より一層の省エネが期待されるといった声を頂戴している。



会場の様子



トレーニングセミナーの様子

¹³ MICE とは、企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

2 - 1 - 5 第2回訪日技術支援

第2回訪日技術支援は、2019年12月4日(水)から6日(金)までの3日間にわたり実施された。同時期は、環境をテーマとした日本最大級の展示会「エコプロ2019」のほか、エコプロ2019同時開催セミナーとしてタイプ 環境ラベルとGPPの最新動向セミナーを環境省及び(公財)日本環境協会の共催で開催し、より多くの日本の最新技術や同分野を取り巻く世界的動向を効率的に学ぶことができることから、第2回訪日研修をこの期間で行うこととなった。

訪問研修については、日本が誇る高度なリサイクル技術に触れてもらう機会として、株式会社リコーがリユース・リサイクルの拠点としているリコー環境事業開発センターを訪問した。リコー環境事業開発センターでは、単に製品を解体して取り出した部品をリサイクルするだけではなく、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質または一定品質に満たない部分を交換して専用ラインで組み立てた製品を再生機として販売するなど、リユース・リサイクルの最先端の取組を行っている。

MONREの要望を受けて策定支援を行っているベトナム・グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の重要観点の一つが、食品リサイクルである。ベトナムでは、食品の安心・安全に対する意識が高まっている一方、食品廃棄物のリサイクルは関心が低く、思うように進んでいないとの意見があった。MONREも食品リサイクルの重要性は十二分に認識しているものの、法整備も進んでおらず、また具体的な食品リサイクル技術についても知見を深めていきたい意向があった。そのため、将来的な制度設計の参考としてもらうべく、東京都が推進している東京スーパーエコタウンに選定された食品リサイクルに取り組む2社を訪問し、食品リサイクルに関する最新動向や最新技術をご説明いただいた。

表 2-1-9. 訪問研修スケジュール

日時		訪問先	プログラム
12/4 (水)	10:00~	株式会社リコー	<ul style="list-style-type: none"> リコー及びリコー環境事業開発センターの事業紹介 リコー環境事業開発センター見学
	12:00	リコー環境事業開発センター	
12/5 (木)	9:30~	エコプロ2019 見学	<ul style="list-style-type: none"> エコプロ2019 出展ブースを訪問 海外からタイプ 環境ラベル及びGPPの専門家を招き、最新動向を紹介してもらうことを目的に開催した国際セミナー 詳細は - を参照
	11:30	国際セミナー	
12/6 (金)	10:00~	エコプロ2019 見学	<ul style="list-style-type: none"> エコプロ2019 出展ブースを訪問 アルフォの事業紹介 首都圏における食品リサイクルの現状 食品リサイクル工場の見学 バイオエナジーの事業紹介 メタン発酵による食品リサイクルについて 食品リサイクル工場の見学
	11:30	東京都スーパーエコタウン	
	13:30~	株式会社アルフォ	
	15:00	東京都スーパーエコタウン	
	15:30~	バイオエナジー株式会社	
	16:30		

1) 第1回訪日技術支援に係る訪問研修

(1) 株式会社リコー（リコー環境事業開発センター）

[日時]	令和元年 12 月 4 日(水) 10:00 ~ 12:00
[場所]	株式会社リコー（リコー環境事業開発センター）（静岡県御殿場市駒門 1-10）
[出席者] 敬称略	株式会社リコー 出口 裕一（リコー環境事業開発センター 事業所長、環境・エネルギー事業センター 所長） 鎌野 岳（環境・エネルギーセンター 販売マーケティング室 プロモーショングループ スペシャリスト） <hr/> ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Truong Manh Tuan、Mr. Tran Hong Co 環境省 小澤 守、山本 晃嗣 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸

まず、会議室にてリコー環境事業開発センターの概要が説明された。リコーでは全国 17 カ所に分散していた OA 機器のリユース・リサイクル機能のほとんどを、この御殿場にあるリコー環境事業開発センターに集約した。このセンターで年間約 8 万台回収し、約 1.8 万台を再生しており、OA 機器では世界最大規模のリユース・リサイクル拠点となっていることが説明された。

本センターでは、IT による効率化を進めており、特徴的な取組として、産学連携で開発した回収機診断システムを取り上げた。製品の修理や部品等の交換履歴をすべてデータで一元管理し、本体にあるバーコードをスキャンするだけで、本体の状態の程度が 3 段階（A 青、B 黄、C 赤）で表示されるほか、リユース・リサイクルに係るコストが瞬時に算定されるシステムとなっている。このシステムを導入したことで、保管在庫を月 3,000 台削減することができた。さらに、保管方法を機器ごと管理していたものを、IT を活用したフリーロケーション方法に変更したことで、保管スペースも 4 分の 1 に縮小できたことも紹介された。作業現場では、製品リユースによる CO₂ 削減量やリユース部品の使用量を年間、月間、日間で電光掲示板に表示し、従業員の環境意識を高める施策に、MONRE 担当者は高い関心を示していた。

また、リコー環境事業開発センターでは、複写機のリユース・リサイクルのほかにも他分野の環境事業にも取り組んでおり、そのなかから木質バイオマス活用事業が紹介された。



リコー環境事業開発センター見学の様子

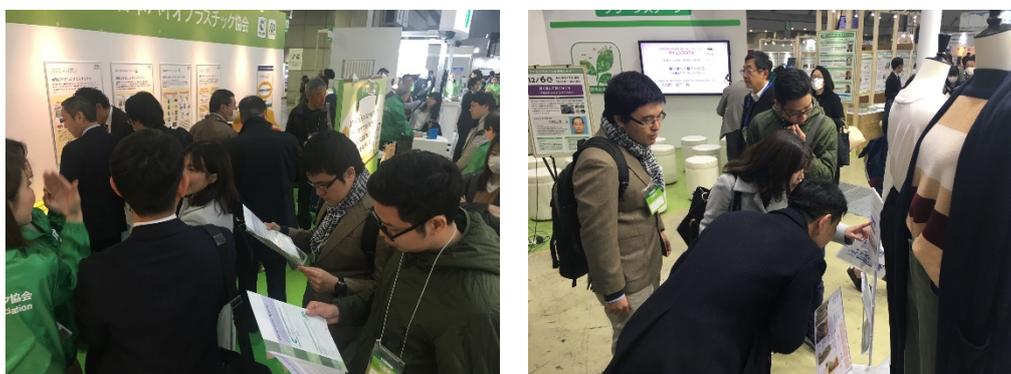
(2) エコプロ 2019 見学

[日時]	令和元年 12 月 5 日(木) 10:00 ~ 11:30、6 日(金) 10:00 ~ 11:30
[場所]	東京ビッグサイト西 1 ~ 4 ホール (東京都江東区有明 3-11-1)
[参加者] 敬称略	ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Truong Manh Tuan、Mr. Tran Hong Co 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸

エコプロ 2019 は、12 月 5 日(木) ~ 7 日(土)の 3 日間にわたり東京ビッグサイトで開催された環境配慮型製品・サービスをテーマとした日本最大級の一般向け展示会である。515 社・団体が出展し、主催者発表によると 147,653 名の来場者があった。5 日の午後から環境省及び公益財団法人日本環境協会が主催する国際セミナーの参加にあわせて、同じく東京ビッグサイトで開催しているエコプロ 2019 を見学した。

最初に、MONRE スタッフの要望を受けて、グリーン購入に関する取組の表彰制度であるグリーン購入大賞の表彰式を見学した。ベトナムでは、環境活動に特化した表彰制度は決して多くないと述べ、将来的には同様の表彰制度をベトナムでも展開することで、環境意識の向上につなげていきたいとの意見があった。続いて、エコマーク事務局のブースにて、エコマーク認定製品を実際に手に取りながら該当エコマーク基準の紹介、政府が発表したプラスチック資源循環戦略を受けて、事業者の再生プラスチックや植物由来プラスチックへの関心が高まっている状況を共有した。一方、ベトナムにおける廃棄物処理は埋立処理が一般的であることから、ベトナムでは生分解性プラスチックへの関心が高く、生分解性プラスチック製の袋について優遇政策をとっているとその背景を説明した。

MONRE スタッフはプラスチックへの関心が非常に高いことから、プラスチック製品や技術を表示しているブースを中心に紹介した。なかでも、日本バイオプラスチック協会が運営している生分解性プラスチックの認証制度「グリーンプラ」や植物由来プラスチックの認証制度「バイオマスプラ」に高い関心を示していた。次年度の開始を予定しているレジ袋の有料化や海洋生分解性プラスチックの開発を推進している日本の取組の背景や技術的課題、展望に注意深く耳を傾けるとともに、熱心に紹介パネルを眺めていた。



エコプロ 2019 見学の様子

(3) 株式会社アルフォ（東京スーパーエコタウン）

[日時]	令和元年 12 月 6 日(金) 13:30～15:00
[場所]	株式会社アルフォ城南島第 2 飼料化センター（東京都大田区城南島 3-2-10）
[出席者] 敬称略	株式会社アルフォ 田波 猛志（経営企画室 部長） 山野井 陸夫（経営企画室 参与） ----- ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Truong Manh Tuan、Mr. Tran Hong Co 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸

株式会社アルフォは、食品廃棄物を受け入れ、配合飼料原料を製造する食品リサイクル工場を運営しており、東京スーパーエコタウンに 2 つの飼料化センターが選定されている。最大処理能力 168 トン/日の第一工場以上の処理が必要となり、訪問した第 2 飼料化センターが 2017 年に建設された。この第 2 飼料化センターでは、140 トン/日の処理能力を有するだけでなく、飼料化の過程で発生するメタンガスを利用したバイオガス発電（処理能力 30 トン/日）も可能となっている。アルフォで製造された飼料は「アルフォミール」として、商社を通して全量が販売されているという。

食品廃棄物の投入口は 2 つあり、1 つはコンビニ弁当のトレイ等の容器包装もまとめて投入可能な投入口であった。生ごみのような臭気はほとんどせず、また工場内を減圧することで、仮に扉などを開けたとしても室内に空気を引き込む設計にしており、臭気が外部に漏れないような工夫が施されている。

株式会社アルフォは、食品廃棄物を廃食用油で水分を蒸発乾燥させ、不純物を除去して飼料化する油温減圧式脱水乾燥法という技術を採用しており、天ぷら方式とも呼ばれるこの技術によって工場内は天ぷらを揚げたような匂いがする。この技術の特徴は、油を熱媒体にするため水溶性タンパク質の溶出が無く飼料原料の栄養価が高いことや短時間(100 分)で製品化できるため大量処理が可能であること、一般的な肥料化リサイクルよりも食品の分別が容易であるという。



(株)アルフォ訪問研修の様子

(1) バイオエナジー株式会社（東京スーパーエコタウン）

[日時]	令和元年 12 月 6 日(金) 15:30～16:30
[場所]	バイオエナジー株式会社（東京都大田区城南島 3-4-4）
[出席者] 敬称略	バイオエナジー株式会社 熊谷 克己（取締役 工場長） ----- ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Truong Manh Tuan、Mr. Tran Hong Co 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸

バイオエナジー株式会社は、その名の通りバイオガスから電気や都市ガスなどのエネルギーに変換する事業を行っており、そのバイオガスは食品廃棄物より生成している。2004年に東京スーパーエコタウンに選定され、一日の食品廃棄物の処理能力は130トン、約59万人が排出する食品廃棄物の量に相当するという。発電量は約26,880kWh/日で約2600世帯分、都市ガス供給量は約2,400m³/日でおおよそ2,000世帯分に相当する。

まず、食品リサイクル法などの食品リサイクルを取り巻く日本の法体系と首都圏における食品リサイクルの現状について会議室にて解説していただいたのち、工場を見学させていただいた。バイオエナジーの特徴として、分別が不十分な食品廃棄物を破砕・選別により、不適物と生ごみに分別することから、簡単な分別のみで受入が可能という点である。不適物の混入量が10%程度であればリサイクルが可能で、不適物の混入が多い場合でも受入単価が変わるものの受入が可能とのこと。メタン発酵技術を採用しており、分別された生ごみは発酵槽に送られ、30日かけてメタン発酵が行われる。

基本的に発電した電気は売電しているが、食品廃棄物の排出事業者より、自ら排出した食品廃棄物から得られる電気を使用することでCSR活動に活用したいとの要望もあるという。また、バイオガスから都市ガスを生成する取組は、一般社団法人都市ガス振興センターが公募した「バイオガス都市ガス導管注入実証事業」のもと進められたと説明された。



バイオエナジー(株)訪問研修の様子

2 - 1 - 6 第2回訪越技術支援

1) ベトナム・グリーンラベル基準策定支援に係る現地事業者ヒアリング

既述の通り2019年7月及び8月の3日間にわたり実施した第1回訪越技術支援にて、ベトナム・ハノイにあるレストラン及びホテル運営事業者を訪問し、当該基準案作成に係るヒアリングを行った。そしてMONREの要望により、ベトナム経済の中心地であるホーチミンにて事業者を対象としたグリーンラベル基準案説明会及び意見公聴会を実施したいとの意向を受けて、第2回訪越技術支援業務をホーチミンで行うこととなった。ホーチミン市は、ベトナム最大の都市であり、人口は800万人を超える。首都であるハノイは政府機関が集中する政治の中心地である一方、ホーチミンは位置するベトナム南部圏がベトナムのGDPのおよそ半分を占め、ベトナム経済を牽引する経済の中心地である。そこで、第1回訪越技術支援のハノイでのヒアリング結果をもとに基準案を作成し、MONRE主催ワークショップにて紹介・解説するとともに、当該基準案をよりベトナム文化や慣習に則した内容にすべくベトナム2大都市の一つであるホーチミンの事業者を訪問した。

表 2-1-10. 訪問事業者スケジュール

日時		訪問先	備考
12/18 (水)	11:00~ 12:00	12/20MONRE 主催ワークショップ会場下見	12/20(金)に開催する MONRE 主催ワークショップを円滑に進めるための会場下見
	14:00~ 16:00	Vietnam OOTOYA Co., Ltd	<ul style="list-style-type: none"> 日本食レストランチェーン「大戸屋ごはん処」 2019年5月より直営事業として、5店舗を目標に出店拡大していく予定 日本国内全店舗でエコマークを取得 2019年12月現在、合計2店舗を営業
12/19 (木)	9:30~ 11:30	ロッテレジェンドホテルサイゴン	<ul style="list-style-type: none"> 韓国ロッテグループが運営する五つ星ホテル ベトナムでは、2ホテルを展開
	13:30~ 15:30	ザ・レヴェリーサイゴン	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムのホーチミン市に本社を置くホスピタリティ及び不動産サービス管理会社である Windsor Property Management Group Corporation (WMC Group)が運営する五つ星ホテル ベトナムでは2ホテルを運営
12/20 (金)	8:30~ 12:00	MONRE 主催ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 策定支援を実施しているベトナム・グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案、外部コンサルタントが作成している繊維製品基準案の説明会兼意見公聴会

(1) Vietnam OOTOYA Co., Ltd

[日時]	令和元年 12 月 18 日(水) 14:00 ~ 15:30
[場所]	大戸屋 BITEXCO 店 (ベトナム・ホーチミン、ビテクスコタワー2F)
[出席者] 敬称略	Vietnam OOTOYA Co., Ltd 鈴木 新之介 ----- 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会 藤崎 隆志、小林 弘幸

日本で和定食を中心とする外食チェーンストア「大戸屋ごはん処」を運営する株式会社大戸屋ホールディングスは、日本国内の全店舗でエコマーク認定を取得しており、ベトナムにおいても2店舗を運営している。そこで、ベトナムのレストラン業界における環境配慮の取組の現状についてヒアリングするため、Vietnam OOTOYA Co., Ltd を訪問した。

まず、ベトナムにおける廃棄物の分別について尋ねたところ、レストラン側で分別廃棄したとしても、テナントビル側の集積場所にて混合され、収集業者もまとめて回収されてしまうため、分別する意味がほとんどないとの回答があった。また、他の東南アジア諸国と同様にベトナムにおいても、ごみくずを拾い集めて生活する人、いわゆるスカベンジャーを前提とした廃棄物処理システムが根強く残っているのではないかと指摘があった。そのため、ベトナム人従業員のなかには廃棄物の分別意識が乏しい者もあり、分別廃棄する重要性から説明する必要があるという。小盛などの食べ残し削減の取組については、中華文化の影響下であることから持ち帰り文化が定着しており、あえて小盛サイズをオーダーする人は少ない。また、小盛サイズの提供は可能であるもののメニューには掲載していない。食材の調達については、海外から輸入するものも多く、また日本からの輸入が困難な食材があるため、まずは安定的供給を第一に手配しているとのことであった。ベトナム国内で調達する場合、生産地の確認は可能だが、インボイスを発行できないサプライヤーもあり、生産地を確認出来るかどうかはサプライヤーに依存するところが多い。なお、大戸屋ではインボイスを発行できるサプライヤーからのみ調達しており、また融通が利く日系のサプライヤーから調達することも多いという。一方、エネルギー使用量の管理については、テナントオーナーから使用量に応じた請求があるため、日本と同様に使用量の管理や前年度等との比較が問題なく対応できることを確認した。



BITEXCO 店での打合せの様子



Notre Dame Cathedral 店内の様子

(2) ロッテレジェンドホテルサイゴン

[日時]	令和元年 12 月 19 日(木) 9:30 ~ 11:00
[場所]	ロッテレジェンドホテルサイゴン
[出席者] 敬称略	ロッテレジェンドホテルサイゴン Mr. Nguyen Phuoc Dai ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Tran Duy Khanh ----- 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会 山縣 秀則、藤崎 隆志、小林 弘幸

ロッテレジェンドホテルサイゴンは、日本の菓子メーカーであるコトブキとベトナム企業との合弁会社ハイタン・コトブキ社が所有していたが、2013年にロッテグループが買収し、「ロッテレジェンドホテルサイゴン」に名称変更された五つ星ホテルである。

ロッテレジェンドホテルサイゴンでは、リサイクルできる瓶や缶、ペットボトルは売れるため瓶、缶、ペットボトルと分別しているものの、ごみ処理事業者は分別回収していないため、分別する者がいなければ、すべてがまとめて回収されているという。廃棄物の処理費用は、重さではなく定額パッケージで契約しており、料金が変動することは基本的にないが、廃棄量はおおよそ把握しているため、仮に通常より廃棄量の多さを理由に料金が高く請求されても検証することができる。そのため、食品廃棄物をはじめとした廃棄物の発生量を記録することはなく、計測する設備もない。収集業者も計測していないとの回答があった。また、生ごみを脱水して、減容化する取組は行っておらず、他ホテルでもやっているところはないだろうと自身の見解を述べた。

エネルギー使用量の把握については、技術担当者が毎日確認し、月末に使用量をまとめているため、前年度との比較も容易に対応できるとのこと。一方、設備の入れ替え時や導入時に省エネ機器を優先調達する方針はなく、品質や性能を中心に経済性も含めた総合的判断のもと選定していると述べた。エアコンの冷媒については、安全性を考慮し、全体空調の8割はR22からR134に変更し、ルームエアコンについてもR32を使用したパナソニック製の製品に切り替えているという。アメニティや個包装などの使い捨て製品を減らす取組は、方針が制定されているが、実施したばかりである。公共スペースのトイレにディスペンサーを置き始め、世界的な流れを踏まえ客室にも設置していく方針である。また、連泊時のタオル・シーツの不交換も実施している。



打合せの様子

(3) ザ・レヴェリーサイゴン

[日時]	令和元年 12 月 19 日(木) 13:30 ~ 15:30
[場所]	ザ・レヴェリーサイゴン
[出席者] 敬称略	TIMES SQUARE (ホテルの運営会社と思われる) Mr. Vo Ngoc Tri 他約 6 名 ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Tran Duy Khanh ----- 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会 山縣 秀則、藤崎 隆志、小林 弘幸

ザ・レヴェリーサイゴンは、ホーチミン市の中心地に位置する五つ星ホテルで、アメリカの旅行雑誌「コンデナスト・トラベラー」の読者投票で世界 4 位になった実績がある超高級ホテルである。ISO14001 及び ISO50001「エネルギー・マネジメントシステム」を取得したばかりで、両規格を満たしているホテルはベトナムでは当ホテルのみであると説明された。

廃棄物の分別は、有機物（食品廃棄物）、無機物、有害物、その他に分けて行っている。ただし、ホテルとしては分別していないが、ホテルが廃棄物を 1 カ所に集めたのち、缶、瓶、包装材、紙を業者が分別して、回収している。食品廃棄物の計測は行っていないが、200 L 容器に入れるため、その容器の数を数えることでおおよその発生量は把握している。ただし、有害廃棄物は法律で 1kg であっても計量して記録をとらなければならない。食品リサイクルはある程度実施しており、1 日約 100 ~ 120kg を家畜の飼料として毎日夕方に業者が無料で回収に来る。そのほかのごみ処理費用は、パッケージ契約で処理委託している。

食材の調達については、ベトナム農業農村開発省が定めた農業生産管理基準である VietGAP に適合した食材を調達することが方針となっており、すべてのサプライヤーに求めている。VietGAP の適合確認として、サプライヤーへの定期的な確認作業を書類にて行っており、VietGAP の認証期限切れのサプライヤーについては、新しい認定証の提供を求めるほか、サプライヤー別の調査も行うなど徹底している。

エネルギー使用量の把握は、ISO50001 において前年度との比較が求められているため、毎日記録している。記録・比較することで省エネだけでなく、異常の早期発見にも役立てている。エアコンやテレビの調達は今年から ISO14001 の取得を機に、原則としては 4 つ星以上を購入することにしているが、調達ガイドラインはまだ策定しておらず、今後策定する予定である。



打合せの様子

2) ワークショップ

(1) 開催概要

タイトル	Consultation on proposed revision of Circular 41/2013/TT-BTNMT and development plan for Green Label criteria for a number of groups of products and services
日時	2019年12月20日(金)
場所	ベトナム・ホーチミンシティ
会場	Sen Viet Hotel (33 Cao Thang Street, District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam)
主催	ベトナム天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE)
協力	国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP) 地球環境ファシリティ (Global Environment Facility: GEF)
出席者 * 敬称略	事業者、ホーチミン市周辺の自治体担当者、大学教授など約 55 名 <日本からの出席者> 平尾 雅彦 東京大学大学院工学系研究科 教授 小澤 守 環境省大臣官房環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係 環境専門調査員 山縣 秀則 公益財団法人日本環境協会 常務理事 藤崎 隆志 同 エコマーク事業部 事業部長 小林 弘幸 同 エコマーク事業部 事業推進課 主任
言語	ベトナム語

(2) 議事次第

Time	Contents	Speakers
08:00 – 08:30	Registration	Workshop organisers
08:30 – 08:35	Introduce participants	Department of Environment Quality Management
08:35 – 08:40	Opening remarks	Mr. Nguyen Duc Hung, Vice Director, Department of Environment Quality Management
08:40 – 09:00	Overview of Viet Nam Green Label and Green Public Procurement; recommendation for revision to Circular 41/2013/TT-BTNMT dated 2 nd December 2013	Representative from Department of Environment Quality Management
09:00 – 09:40	- Green Purchasing & Procurement for Sustainable Development	- Professor Hirao
	- Vietnam Green Label Restaurants and Hotels draft criteria	- Mr Hiro Kobayashi, Eco Mark
09:40 – 10:00	Tea-break	All participants
10:00 – 10:40	- Overview of eco-label for textile products worldwide and preliminary study in Vietnam	- Dr. Le Hoang Lan, Environment Expert

	- Draft Criteria for Viet Nam Green Label - Clothing	- Ms. Nguyen Trinh Huong, Environment Expert
10:40 – 12:15	Discussion	All participants
12:15– 12:30	Conclusion and Closure	Mr. Nguyen Duc Hung, Vice Director, Department of Environment Quality Management

(3) 会議の概要

本ワークショップは、ベトナムのタイプ 環境ラベルであるグリーンラベルのレストラン、ホテル及び繊維製品の基準案を事業者に紹介し、基準案に対する意見を求めることを目的に、国連開発計画(UNDP)及び地球環境ファシリティ(GEF)¹⁴の支援のもと、MONRE の主催で行われた。ホーチミン市 3 区にある Sen Viet Hotel にて行われ、関連業界の事業者やホーチミン市周辺の自治体担当者、大学教授など約 55 名が参加した。

公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局は、環境省より受託した調査検討業務（平成 3 1 年度環境配慮型製品の国際展開促進に係る調査検討業務）の一環で、ベトナムにおける GPP 及びグリーンラベルを運営する MONRE に対し、上述の分野に係る技術支援を行うことになっており、MONRE との度重なる協議の結果、グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の策定支援を行っている。それに伴い、本年 7 月から 8 月にかけてベトナム・ハノイの関連事業者にヒアリングを実施し、基準案を作成した。そして、基準案の事業者からの意見聴取の機会としてベトナム経済最大の都市であるホーチミンにてワークショップを開催したいとの MONRE の意向を受けて、本ワークショップの開催に至った。また、ベトナム・グリーンラベルやベトナムでの GPP の普及を目的として、それらを取り巻く世界的動向についても事業者に解説してほしいとの要望もあり、グリーン購入法の特定調達品目検討会の委員並びにエコマーク運営委員長も務めた東京大学平尾雅彦教授に協力を依頼した。

ワークショップでは、MONRE から本ワークショップ及びベトナム・グリーンラベル制度の概要が説明されたのち、東京大学平尾雅彦教授より持続可能な消費と生産(SCP)や SDGs の視点からみた同分野の世界的動向について発表がなされた。その後、エコマーク事務局よりレストラン及びホテル基準案を説明し、繊維基準案の策定を担当している外部専門家から基準案について解説されたのち、最後に参加者との質疑応答が行われた。

¹⁴ 地球環境ファシリティ(Global Environment Facility: GEF)：開発途上国で行う地球環境保全のためのプロジェクトに対して、主として無償資金を供与する国際的資金メカニズム。日本を含めた 183 カ国のパートナーシップにより構成され、開発途上国や経済移行国が地球規模の環境問題（気候変動、生物多様性、国際水域、土地劣化、オゾン層破壊、水銀）に取り組むための活動を支援している。GEF のプロジェクトは、世界銀行やアジア開発銀行などの地域開発銀行や国連機関により実施されている。

(4) 会議の内容

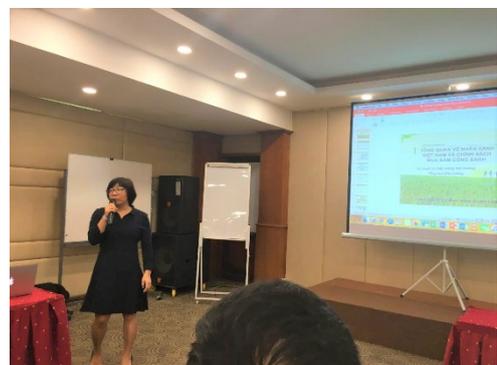
Opening remarks

開会に先立ち、MONRE VEA 環境品質管理部副部長 Mr. Nguyen Duc Hung より開会の挨拶があった。まず Mr. Nguyen Duc Hung は、世界的に資源の枯渇、生物多様性の減少、気候変動がより深刻さを増すなかで「グリーン成長」の方針を策定する国は多く、その方針のもと GPP が重要施策として広く展開されていると述べた。GPP 制度による成果が見られる国が多く、グリーンもしくは SCP の実現が図られることは、消費者にとってもコミュニティにとっても非常によい影響であると考えていると話した。そこで、ベトナム政府も SCP の実現を見据えた決定を公布し、環境配慮の経済発展政策を打ち出している。2012 年に公表した「2020 年までの環境保護国家戦略及び 2030 年向けの指針」がそれに当たり、ライフサイクルのグリーン化やグローバル化を背景としたグリーン成長について示していると紹介した。こういった政府の戦略のもと、MONRE はベトナム・グリーンラベルの基準を 17 品目策定し、53 製品が認証を受けているが、今後は製品だけでなくサービス分野にもその対象を拡大したいと述べた。そのために、VEA は日本国環境省の支援のもと技術協力の枠組みを構築し、エコマーク事務局をはじめ国内外の専門家と協力しながら調査研究を進め、レストラン及びホテルの基準案の策定を行ってきた。本日のワークショップは、これらの基準案を制度化するにあたり、ステークホルダーの意見をヒアリングする目的で開催しており、積極的な議論をお願いしたいと話した。また、基準案の説明のほか、日本から専門家を招き、世界の SCP を取り巻く最新動向を共有いただく発表も予定しており、参加者の皆様と共に理解を深めたいとも語った。引き続き、国内外の専門家と協力するとともにステークホルダーと連携しながら、基準案を大臣に提案し、早期の制定を目指していきたいと意気込みを語り、挨拶を締めくくった。



Overview of Viet Nam Green Label and Green Public Procurement; recommendation for revision to Circular 41/2013/TT-BTNMT dated 2nd December 2013

MONRE VEA 環境品質管理部の代表者より、ベトナム・グリーンラベル及び GPP の概要について説明があった。2009 年にベトナム・グリーンラベル制度の制定が承認されて以降、生活日用品に関する品目（手洗い石鹸、電球、バッテリーなど）を中心に 17 基準を策定してきた。今まで 59 製品がグリーンラベルの認証を受け、現在では 53 製品が認証されている。認証数が減少した理由は、グリーンラベル基準は厳しい基準であり、適合を維持することが難しく、更新が困難であったからであると説明した。本日のワークショップに、レストラン、ホテル、繊維に関する内容であるものの様々な業界に声がけさせていただいた理由は、



レストランやホテルは単に食事や宿泊サービスの提供にとどまらず、非常に多種多様な製品を調達する機会が多く、社会全体のグリーン化に大きく寄与する分野であるからであると述べた。MONRE は、ワークショップやメディアなどを通してグリーンラベル製品の広報活動を行っており、MONRE ウェブサイトには認証製品を掲載している。また、政府がプラスチック製品に関するアクションプランを公開したことを受けて、リサイクル促進の方針のもと、環境に配慮したビニール袋もより広めていきたいとの考えを持っているとも語った。そのような環境に配慮した製品を国民に広く普及させるためにも、まずは国が率先的に使用していかなければならず、すでに発布している公共調達に関する法令についても軽く触れた。しかし、環境保護法やその実施規則に GPP に関する記述があるものの、グリーンな消費と製造を促進するためには、さらなる法整備が必要と考えている。適切な法整備を構築するには経済性も考慮する必要があり、MOF や商工省とも協議を重ねている。環境配慮型製品が一般製品より価格が高いことは事実であり、政府としても出費を抑えることは当然とするも、GPP の実施は環境と経済発展を両立させるよい機会であると捉えている。そのためにもより実効性の高い法整備を行っていくとともに、国際協力を促進することで環境配慮型製品の市場の創出を図りたいと考えており、法律面においても日本から助言をいただきたい。最後に、関連法令はインターネットに公開しているため、関心のある方は参照のうえ意見を提出してもらいたいほか、グリーンラベルの費用はすべて無料となっており、興味のある事業者は MONRE までの問合せをお願いしたいと述べ、発表を終えた。

③Green Purchasing & Procurement for Sustainable Development (東京大学平尾雅彦教授) 資料編 2-1-3

学識経験者としてご参加いただいた東京大学平尾雅彦教授より、タイプ 環境ラベルや GPP を取り巻く世界的背景やその動向を解説いただく目的で「持続可能な開発に向けたグリーン購入及びグリーン公共調達」をテーマにご発表いただいた。

平尾教授は、まず経済発展著しいベトナムの現状を高度成長期に大きな経済発展を遂げた日本の当時の状況と重ね合わせ、日本が経済発展と引き換えに様々な公害問題を経験してきたことを紹介した。そして、一定の経済成長や便利さを維持しつつも、エネルギーや資源の消費を減らしていく、両者を「切り離す」という考えである「デカップリング」の重要性が世界で高まっていると述べた。特にベトナムの経済成長率は高い次元で推移しており、その結果エネルギー消費と炭素排出量が年々高まっていることをデータで示しつつも、OECD 諸国と比較するとベトナムのエネルギー効率の改善余地が大きい点を挙げ、いまだ導入が進んでいない風力・バイオマス・廃棄物発電にエネルギー源を転換することで、より持続可能な開発を加速させることができると見解を示した。

次に、2015 年に国連で採択された SDGs を紹介した。SDGs は 17 の目標と 169 のターゲットが定められており、今回のワークショップのテーマである環境ラベルや GPP に最も関連が深い



ものとして目標 12「つくる責任、つかう責任」を解説された。平尾教授は、重要なのは天然資源の効率的な利用であるとし、ターゲット 12.3 には 2030 年までに食品ロスを半減、12.5 にはリサイクルやリユースを通じた廃棄物の削減、そして 12.7 に SPP の促進が掲げられていることを紹介するとともに、ベトナム・グリーンラベルのようなツールを用いて情報を消費者等に適切に伝えていくが求められているとタイプ 環境ラベルの役割についても説いた。

大量生産・大量消費の時代は、日本においてもモノをたくさん持っていることが満足度を高める要素であったが、これからはモノの消費や所有ではなく、受けるサービスの満足度、つまり充足度が幸福度の向上に繋がっていきだろうと述べた。レストランやホテルに視点を向けると、再生可能エネルギーの利用や持続可能な農法で得られた食材、地元の食材を調達するなど持続可能性を考慮した調達を行うことで、環境保全だけでなく、目標 12 以外の SDGs の目標にも貢献することができると話した。キーワードの一つはライフサイクルであり、地元の食材を使用することで輸送による環境負荷を低減でき、食品廃棄物を肥料や飼料にリサイクルできれば農家の経営にも好影響を与えることができるとともに資源循環に貢献できる。消費者も製品やサービスのライフサイクルを考慮した購入をすることがグリーン購入となり、生産と消費の両面から取り組むことで、グリーン市場を形成・拡大していくことができると語った。

次に、平尾教授はベトナム政府が SDGs の達成度合いについて国連に報告したベトナムのボランティア・ナショナルレビューを紹介した。そのなかで、グリーンラベル制度にも触れられており、4 品目のみにしか認証製品がないと述べられている一方、普及拡大のポテンシャルが大きいともいえるだろうと語った。また、ベトナムの消費者は東南アジア地域において、最も持続可能な社会の構築に意欲的であるとも記され、平尾教授自身、ベトナムで様々な人と意見を交わすなかでベトナム人の意識の高さを感じていると話した。

最後に、平尾教授が会長を務めるグリーン購入ネットワーク(GPN)が示しているグリーン購入の原則を紹介した。まず、製品・サービスの購入にあたり、その必要性を十分に考慮することが最も重要で、購入するのであれば、製品・サービスのライフサイクル、企業の取組、環境ラベルなどの情報を参考とすることを推奨しているという。今までは、生産者と消費者が強調した取組が欠けていたと述べ、社会をグリーンに転換し、充足度を高めるためにも両者が一体となって取組を進める必要性を強調し、発表を締めくくった

< 質疑応答 >

- SCP を実現するために公共調達を活用することが重要であると再認識したが、日本の公的調達の取組について教えてほしい。

(平尾教授) 日本では、GPP を定めるグリーン購入法が 2001 年に施行され、200 以上の品目について判断の基準が設定されている。政府機関に加え、国立大学や国立病院を含めた公的機関は、対象分野で環境配慮型製品の調達が求められているが、一般消費者や事業者が同様の取組を求められていないことが、今後の課題である。

資料編 2-1-4

エコマーク事務局の小林からは、技術支援として実施しているベトナム・グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案について説明を行った。基準案の説明に先立ち、改めて ISO の区分によるタイプ 環境ラベルの特徴、エコマーク制度の概要について触れた。それから、グリーンラベルの取得メリットについて、環境配慮活動の象徴として消費者に対してわかりやすく自社の環境活動を PR できること、SDGs に貢献でき企業イメージが向上すること、そして環境配慮の取組が利益向上に繋がることを紹介した。



基準要件の適合判断の考え方については、数値基準等で定量的に判断するのではなく、実績の有無で判断する手法を提案した。これは、多様な業態や取組が存在するレストランやホテル分野を一律に評価することが困難であることから、エコマークの飲食店及びホテル基準で採用している考え方である。地産地消の要求事項を例として取りあげ、一定率以上の地産製品を調達するなどの数値基準を設定すると、業態によっては難易度に差異が発生してしまう可能性があることから、1 種類でも地産製品を調達すればよい、つまり実績の有無で判断したらどうかと見解を述べた。

証明方法については、説明文書のほか、写真などを交えて取組を説明する手法を紹介し、参加者に意見をまとめた。そして、各基準案について 6 つのカテゴリーに分かれ、要求事項が設定されていることを紹介し、カテゴリーごとに主な要求事項のみポイントを絞って解説した。

表 2-1-11 : グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の構成と各要求事項

レストラン		ホテル		
要求事項	評価カテゴリー	評価カテゴリー	要求事項	
(1) 地産地消 (2) 環境配慮型食材の調達 (3) 食材の梱包・包装資材の削減	食材	1 ホスピタリティ における環境配 慮	(1) 情報発信、グリーンラベルの活用 (2) 環境配慮型食材の調達 (3) 食べ残しを減らす取組 (4) アメニティ削減の呼びかけ (5) 省エネ・節水の呼びかけ	
(4) 食品廃棄物の発生量の把握 (5) 食べ残しを減らす取組 (6) 食品残さとその他の分別廃棄 (7) 生ごみの脱水化 (8) 食品廃棄物の発生抑制	食品廃棄物の削 減とリサイクル		2 客室備品・設備 の環境配慮	(6) 洗剤等のディスペンサーの使用 (7) 省エネ性能の高い家電の導入 (8) 客室内での節水機器の設置 (9) 環境に配慮した備品(客室)
(9) エネルギー使用量の把握 (10) 省エネ活動の周知 (11) 調理施設の清掃・点検 (12) 節水機器の導入 (13) エネルギー使用量の抑制	省資源		3 廃棄物削減・リ サイクル	(10) 食品廃棄物の発生抑制の取組 (11) 廃棄物の分別(紙、プラスチック、 ガラス) (12) 食品廃棄物の発生量の把握 (13) 生ごみの脱水 (14) 使い捨て製品の不提供 (15) 食品の容器包装削減 (16) 客室のアメニティの再利用

				(17) 廃棄物に関する従業員への教育
(14) 繰り返し使用できる食器等の使用 (15) 洗剤等のディスペンサーの使用 (16) 空調、冷蔵機器の冷媒 (17) 環境に配慮した紙製品の使用 (18) 使い捨て製品の提供方法	店舗備品・設備 の環境配慮	4	省エネルギー	(18) 電気、ガス使用量の把握 (19) 省エネ活動の周知 (20) 熱源、照明、空調のメンテナンス (21) 熱源、熱搬送設備の運用改善 (22) LEDの導入
(19) 環境法規の順守 (20) 環境方針の策定 (21) 従業員への環境活動に関する研修 (22) グリーン調達方針の策定	環境を意識した 店舗運営	5	節水	(23) 水の使用量の把握 (24) 節水の従業員への呼びかけ (25) タオル類の不交換 (26) 給排水設備のメンテナンス (27) 共用スペースでの節水機器の導入
(23) グリーンラベルの活用 (24) 社会貢献活動の実施 (25) SDGsへの紐づけ (26) 情報発信	環境コミュニケーション	6	施設運営における 全般的な環境 配慮	(28) 環境法規の順守 (29) 環境方針の策定 (30) 従業員への環境活動に関する研修 (31) 社会貢献活動 (32) バックスペースでの環境配慮型製品の調達 (33) 空調、冷蔵機器の冷媒

Overview of eco-label for textile products worldwide and preliminary study in Vietnam (Dr. Le Hoang Lan)

繊維基準案については MONRE が契約している外部コンサルタントが作業を担っており、休憩後、Dr. Le Hoang Lan から繊維基準案の概要について説明がなされた。

最初に SDGs の目標 12 に軽く触れ、環境ラベルの規格で構成される ISO14020 シリーズを紹介した。ベトナム・グリーンラベルは ISO14024 に則った制度で、タイプ 環境ラベルと呼称され、第三者認証や任意の制度であることが特徴であると解説したほか、タイプ 環境ラベルは事業者の自己宣言、タイプ 環境ラベルは定量的な指標を用いた環境ラベルであると ISO で規格化されている環境ラベルの概要を説明した。



次に、世界のタイプ 環境ラベル制度で繊維基準を制定しているラベルプログラムを紹介した。北米を中心に展開しているエコロゴや欧州全域を対象とした EU エコラベル、日本のエコマーク、韓国の韓国環境ラベル、中国の環境ラベルが繊維基準を制定している代表的なタイプ 環境ラベルであると話した。特に EU エコラベルは欧州に強い影響力があるため、EU エコラベルを取得すれば他の欧州諸国のタイプ 環境ラベルも取得できると述べた。(注：実際はタイプ 環境ラベル毎に基準内容が異なることが多く、EU エコラベルを取得すれば自動的に、もしくは申請するだけで他のタイプ 環境ラベルが取得できるわけではない。ただし、EU エコラベルの繊維基準を一部引用しているタイプ 環境ラベル機関もあり、取得が容易になるという意図の発言が通訳により意識されたのではないと思われる。)

次に繊維製品の国際的な認証制度であるエコテックス¹⁵を紹介した。エコテックスの主な指標は化学物質の含有量であるとし、繊維製品は他の製品と比べ化学物質を多く使用している製品であるからだと言った。その他の指標としては、工場の排水や騒音、粉塵、従業員の安全・衛生面、エネルギーに関することが求められているとも述べた。(注：エコテックスは、繊維製品を対象とした認証だけでなく、染料・助剤など化学薬剤自体の認証プログラム、排水に関する適合性確認、サステナブルな生産現場の認証プログラム、それらの認証を包含する認証プログラムなど複数ある。)また、その他の繊維関連の認証制度やプログラムとして、オーガニックコットンの GOTS (Global Organic Textile Standard)、アパレル及びフットウェアに関する国際制限物質リスト (RSL)管理団体である AFIRM(Apparel and Footwear International RSL Management Group)を紹介した。

次からは、ベトナムにおける繊維製品の現状と実施した初期調査について触れた。現在、グリーンラベルは 17 品目の基準が制定されているものの、繊維基準ははまだ設定されておらず、繊維業はベトナムにおける主要産業の一つで輸出も多いことから、国際的な基準を参考にしつつグリーンラベル基準を策定する必要性を説明した。続いて、ベトナムの繊維製品に関連する有害物質の規制を紹介した。Circular 07/2018/TT-BCT¹⁶によって、ホルムアルデヒドとアゾ染料に由来する芳香族アミンを規定しており、36 か月以下の乳幼児用、肌に直接接する繊維製品、肌に直接接しない繊維製品と分類され、特定芳香族アミンは 22 種類を対象としているという。また、繊維産業における排水基準は、ベトナムの国家規格である QCVN13-2008/BTNMT で規制されている。

表 2-1-12 : Circular 07/2018/TT-BCT で規定されているホルムアルデヒド及びアゾ染料の基準値

	36 か月以下の乳幼児用繊維製品	肌に直接接する繊維製品	肌に直接接しない繊維製品
ホルムアルデヒド	30mg/kg 以下	75mg/kg 以下	300mg/kg 以下
特定芳香族アミン (22 種)	30mg/kg 以下		

最後に、グリーンラベルの繊維基準案の考え方について紹介した。環境ラベルの指標として、環境への影響や人の健康に関する観点を中心に、資源消費、素材、ライフサイクルの観点の評価する項目を設定したいと言った。製品のライフサイクルとは、生産工程以外で製造事業者がコントロールできる内容を基準項目化することを検討していると述べた。具体的には、綿であれば綿花の栽培に関する内容であり、使用する肥料や化学物質、水、電気などのエネルギーなどを考慮するという。

¹⁵ URL: <https://oeko-tex-japan.com/about/>

¹⁶ URL: http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&_page=1&mode=detail&document_id=194552 (ベトナム語)

Draft Criteria for Viet Nam Green Label - Clothing (Ms. Nguyen Trinh Huong)

続いて、同じく MONRE が繊維製品の基準案の作成について依頼しているコンサルタントの Ms. Nguyen Trinh Huong から、繊維製品基準案について発表があった。



Ms. Nguyen Trinh Huong は、改めてベトナム・グリーンラベルが ISO14024 に則った任意の第三者認証制度であることに触れ、ベトナム国内に限らず、グローバル社会にも通用でき、繊維製品の世界的な輸出国であるベトナムに相応しい基準にしたいとの自身の見解を述べるとともに、取得することで製品の価値を高めることができると取得メリットについても言及した。そのため基準レベルについては、多くの事業者が取得できるレベルにすべきとの意見もあったが、基準レベルはタイプ 環境ラベルとして一般的な製品よりも厳しいレベルとしたと語った。

基準内容については、あくまでも製品基準であると強調し、事業者に関する基準（廃棄物処理など）は想定していないと話し、対象範囲については調査した海外の環境ラベル制度を参考にアパレル（衣服）をその対象とし、分類を以下の3つに設定した。

- a) 36 ヶ月未満の子供用の衣服、またはサイズが $\leq 100\text{cm}$
- b) 皮膚に直接接触する衣服：製品の表面をユーザーの皮膚に直接接触させて使用する製品
- c) 皮膚に直接接触しない衣服

基準項目は主に5点あるとし、1つ目は品質基準で、衣料品の種類ごとの技術基準、国家基準、または同等の基準に基づく品質保証に従うことを求めた。2点目は、生産プロセスにおける省エネルギーと節水を行うための手段と計画を持っていること、3つ目は規定の化学物質の不使用。なお、その規定された化学物質とは、現在の規制に従って輸入や輸出、使用、流通の禁止リストに掲載されている化学物質、一部の界面活性剤や難燃剤、蛍光増白剤、香料のほか、発がん性染料、塩素系漂白剤（次亜塩素酸塩、二酸化塩素など）、アルキルフェノール及びアルキルフェノールエトキシレート（APEO）が挙げられている。4点目は有害物質の含有量に関する要件で、下記表 2-1-13 の通りとなっており、第三者試験機関での試験結果を求めることとしたと述べた。

表 2-1-13：繊維基準案の化学物質基準値

物質	36 ヶ月未満の子供用の衣服、またはサイズが $\leq 100\text{cm}$	b) 皮膚に直接接触する衣服	c) 皮膚に直接接触しない衣服
pH	4 - 7,5		4 - 9
ホルムアルデヒド (mg/kg)	30	75	300
附属書 3 アゾ染料由来芳香族アミン(mg/kg)	30	30	30
ペンタクロロフェノール (PCP) (mg/kg)	0,05	0,5	0,5
重金属 (mg/kg)	総クロム (Cr)	1,0	2,0
	カドミウム (Cd)	0,1	0,1
	銅	25	50

	コバルト (Co)	1,0	4,0	4,0
	水銀 (Hg)	0,025	0,025	0,025
	ヒ素 (As)	0,2	1,0	1,0
	鉛 (Pb)	0,2	1,0	1,0
	ニッケル (Ni)	1,0	4,0	4,0
	アンチモン (Sb)	10	30	30
有機フッ素化合物 (mg/kg)	ペルフルオロオクタンズルホン酸(PFOS)($\mu\text{g}/\text{m}^2$)	1,0	1,0	1,0
	ペルフルオロオクタン酸(PFOA) (mg/kg)	0,1	0,25	0,25
附属書 4 殺虫剤 (mg/kg)		0,5	1,0	1,0
有機スズ化合物 (mg/kg)	トリブチルスズ(TBT)	0,5	1,0	1,0
	トリフェニルスズ(TPT)	0,5	1,0	1,0
	ジブチルスズ(DBT)	1,0	2,0	2,0
	ジオクチルスズ(DOT)	1,0	2,0	2,0
附属書 5 フタル酸エステル類の総含有量 (mg/kg)		0,1	0,1	0,1
附属書 6 塩素化ベンゼンおよび塩素化トルエン (塩素化ベンゼンおよびトルエン) (mg/kg)		1,0	1,0	1,0
吸着性有機ハロゲン化合物(AOX) (mg/kg)		260	260	260
残留アクリロニトリル (mg/kg)		1,5	1,5	1,5

- アゾ染料に由来する芳香族アミン：染色製品にのみ適用
- 水銀(Hg)、ヒ素(As)、殺虫剤：天然繊維から作られた製品にのみ適用
- アンチモン：ポリエステル繊維を使用した製品に適用
- 有機フッ素化合物：フッ素、撥水、防水剤を使用する製品に適用
- 有機スズ化合物：コーティングまたは印刷されたプラスチック系に適用
- フタル酸エステル類の総含有量：コーティング製品または柔らかい合成樹脂の付属品に適用
- 塩素化ベンゼンおよび塩素化トルエン：染色された合成繊維に適用
- 吸着性有機ハロゲン化合物(AOX)：主な基本材料としてセルロース製の人工繊維から作られた製品に適用
- 残留アクリロニトリル：アクリルを主原料とする製品に適用

最後の 5 点目は包装に関する基準項目であり、海外の基準では詳細な内容ではないものの、ベトナムにおいては安全性を考慮し、より詳細な内容とした。鉛(Pb)、水銀(Hg)、カドミウム(Cd)、六価クロム化合物(Cr6+)を含むインク、染料、顔料及び添加剤を使用しないこと、含有する重金属が単位重量あたり 250ppm を超えないこと、プラスチック製包装材についてはポリ塩化ビニル(PVC)を含まないことが要求されているという。また、再生プラスチックを使用した包装はインセンティブを設定しており、同時にリサイクルを示すシンボルマークの表示を要件とした。紙製の包装については、全体重量の 7 割がリサイクルされた材料を使用することを求めるも、リサイクルもしくは再利用を目的とした回収システムを有している場合は適用しないと述べた。

Discussion

全発表が終了後、MONRE VEA 環境品質管理部副部長 Mr. Nguyen Duc Hung のモデレートのもと、参加者との質疑応答が行われた。

- ✓ ベトナムでは店舗を構えるレストランのほか屋台が多く、またホテルにおいても小規模ホテルが多く、日本と状況が異なると思うが、その点についてどう考えているか。

(エコマーク事務局) 日本とは状況が大きく異なることは理解しており、そのためこのような機会を通じて意見を伺いたいと考えている。例えば、廃棄物の収集ルールや関連法規は各国で異なるため、ベトナムの状況を踏まえた基準としていきたい。ホテルについては、日本には少ないゲストハウスなどが多いと認識しているが、ベトナムではホテルの種類等を定義している法規等はないと考えており、民泊などを除き、現状では一般的にホテルと呼ばれる宿泊サービスを対象と考えている。

- ✓ ベトナムでは、事業者が事業を行うためには登録のほか、一定の環境規制を満たすことが法律で求められている。基準案の説明のなかで、一つでも満たしていれば基準要件を適合すると判断することのだが、それは法令順守にもいえることなのか。

(エコマーク事務局) 法令はすべて順守しなければならない。グリーンラベル制度をはじめとしたタイプ 環境ラベルは任意の制度であり、サービスの分野に限り基準項目の適合判断について、数値基準などの程度ではなく、実績の有無で判断したらどうかということである。

- ✓ 当社は五つ星ホテルを運営しており、以前、VEA からグリーンロータス認証を取得したが、制度になんの動きもなく、放置されている印象がある。今回のグリーンラベル制度のロードマップや、認証期間、更新の有無について教えてほしい。また、ホテルの中にレストランがある場合、両方の認証を取得する必要があるのか、取得する順番があるかどうかについても教えてほしい。

(MONRE) グリーンロータス制度は、パイロットプロジェクトで更新制度はない。一方、グリーンラベル制度は認証期間を定めている。ただし、ホテルやレストラン基準における認証期間についてはまだ定めていない。また、環境保護法の改定作業を行っており、グリーンラベル取得に関することを盛り込むことも検討している。

(エコマーク事務局) ホテルの中に入っているレストランが、ホテル資本であればホテルの認証に含めるが、別資本(テナント)であればホテルの申請には含めない。

- ✓ 当社は、マジェスティックサイゴンを運営している。質問ではなく、コメントを述べたい。食材について、「食材の保存」に関する基準項目を設けるべきと考える。賞味期限切れの食材は廃棄せざるを得ず、環境負荷となってしまう。また、環境に配慮した製品を優先的に調達する基準項目に、「必要最低限な分だけ調達する」ことを追記したらどうか。さらに、ホテルでは日々大量に洗濯を行っているため、化学物質に関する要求事項も必要ではないかと考えている。

(エコマーク事務局) 検討したい。

- ✓ 当社は包装会社で、法律に関する質問である。生分解性の袋がトレンドであるが、グリーンラベルの対象となるという話を聞いている。当社は、欧州から原料を輸入し、ベトナム国内で製造している。すでに、国内の関連法規に満たした製品であるが、改めてグリーンラベルを取得しなければならないのか。

(MONRE) 環境配慮型プラスチックバッグは、通達(Circular) No.07/2012/TT-BTNMT に規定されており、半分義務のようなものである。半分为義務という意味は、この規定に適合するビニール袋は免税となるものであるが、申請しなければ適合義務が発生しないというこ

とである。グリーンラベルは任意の制度であり、義務ではない。またその規定については要求事項が3つしかないが、グリーンラベルはより厳しい基準が定められている。

- ✓ どうすれば環境保護に対する国民の認識を向上することができるか。最も難しいことであると認識しており、ぜひ日本の経験を聞かせてほしい。

(エコマーク事務局)小中学生などの若年層からの教育が何より大事である。エコマークは、認知度が90%以上と日本国民のほとんどが知っているマークであるが、これは年一回程度、小学校などで環境に関する授業においてエコマークが紹介されるためである。

- ✓ オーガニックタオルを製造、輸出している。欧州の基準にも適合しているが、さらにグリーンラベルを取得しなければならないのか。また、服を対象としていると聞いたが、タオルは対象外となるのか。さらに、日本に輸出する際、エコマークを取得しなければいけないのか。(コンサルタント)タオルは対象外である。日本とはまだ相互認証を締結しておらず、検討している段階である。また、ベトナムの関連団体は欧州の関連組合のメンバーではないため、欧州に輸出する場合、グリーンラベルを取得することが何かしらのメリットとなることはまだない。

(エコマーク事務局)エコマーク制度は、ベトナム・グリーンラベル制度と同様に任意の制度で、義務ではない。ベトナムの繊維基準ではタオルが対象外のようなのだが、エコマークではタオルも対象としている。エコマークを取得することは、ビジネスチャンスとなるため、日本に輸出する際にはエコマークの取得を検討してもらいたい。また、相互認証もMONREと検討しており、実現すると審査の一部が省略されることになる。

閉会の挨拶(環境省 小澤 守)

環境省小澤守氏より、閉会の挨拶があった。まず、本ワークショップを主催したMONRE及び参加者に感謝の意を示し、参加者との活発な議論が行われたことに嬉しく思うと述べた。過年度よりMONREとは度重なる協議を続け、グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の策定に至ることができた。ベトナムと日本の技術協力を通じて環境配慮型製品の流通が進み、持続可能な社会の実現に貢献できることを願い、挨拶を締めくくった。

Conclusion and Closure

最後に、Mr. Nguyen Duc Hungより本ワークショップの総括が行われた。Mr. Nguyen Duc Hungも年末の多忙のなかワークショップに参加した方々に感謝を述べるとともに、この1年間様々な調査のうえ基準案の策定に尽力した国内外の専門家にもMONREを代表して感謝を述べた。このワークショップで頂戴した意見を検討し、基準案のレビューの参考にすると述べたとともに、環境保護法の改定に向けてこの調査結果も参考にしたいと語った。最後に、ベトナム環境保護法の改正とグリーンラベル基準案を2020年に正式に発効できるよう努めたいと語り、ワークショップを閉会した。



ホテルの外観及び案内ディスプレイ



会場の様子

2 - 1 - 7 今後の展開

1) 本年度事業のまとめ

本年度のベトナム技術協力は、ベトナム・グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の策定支援を中心に、MONRE 担当者を日本に招いた訪日研修を 2 回、当該基準策定支援に係る現地ヒアリングと MONRE 主催イベントへの参加のための訪越技術支援を 2 回実施した。

訪日研修では、サービス分野の基準制定経験がない MONRE に対して、多様な業態や取組が存在するレストラン及びホテルにおける環境活動の特徴のほか、エコマーク基準を例とした基準内容やその背景、基準適合の判断方法など基準制定後に MONRE が適切な運用を行えることを目指し、座学形式のトレーニングを実施した。さらには、エコマークを取得した飲食店やホテルを訪問し、事業者の視点から取得背景や申請時に係る留意点、取得効果を学ぶ機会を設け、さらなる理解の促進を図った。

訪越技術支援では、レストラン及びホテル基準案の策定に向けて、同分野におけるベトナムの現状を把握することを目的に現地事業者を訪問した。ベトナムは、南北に細長く伸びる国土を有し、政治の中心地である北部のハノイと経済の中心地であるホーチミンとは 1,000km 以上離れ、商慣習の違いも懸念されることから、MONRE の要望もあり両都市にてヒアリングを行った。ヒアリングでは、MONRE が手配したレストラン 1 社、ホテル 5 社のほか、ホーチミンに 2 店舗を出店している日系事業者である Vietnam OOTOYA Co., Ltd を訪問し、基準のローカライズに努めた。なお、基準案策定の方向性として、将来的なエコマークとの相互認証締結による日系事業者の国際展開を促進する観点から、エコマーク基準をベースとしつつ、可能な限りベトナムの実情に沿うよう調整を行った。

ヒアリング結果としては、ヒアリングした事業者が外資系大手のホテルやベトナムでレストランチェーンを展開する事業者であったことから、環境に関する取組も積極的に行っており、基準にはおおむね適合する取組状況であった。環境に配慮した食材の調達については、ヒアリングした事業者のほとんどがベトナム農業農村開発省が定めた農業生産管理基準「VietGAP」に適合したサプライヤーを中心とした食材調達を行っていることが分かった。事前のインターネット調査では、VietGAP 取得に要する費用が大きな負担となり取得数が未だ限定的であるという情報があったが、食材に対する環境意識が高まっていることがうかがえる。さらに、ベトナムの主要地域でレストラン事業を展開している SHC Vietnam Investment Trading and Service Joint Stock Company では、定期的に検査キットを用いた食材の残留農薬のチェックを店舗で行うなど、ベトナムにおける食品の安心・安全に対する意識が高まりつつあるという情報を裏付けるものとなった。

一方、食品リサイクルについては、意識的な取組を実施している事業者が少なかった。食品廃棄物を養豚業者に提供するという事業者もあったが、食品廃棄物の飼料化や肥料化等を担う事業者については正確には確認できず、食品リサイクルに関する税制優遇等を含めた法整備や社会インフラが不十分であるとの声もあった。また、廃棄物処理費用が定額制であったり、従量制であったとしてもその計測が大雑把であったり、さらには食品廃棄物を計測しないという事業者もあり、廃棄物の発生量を把握するどころか、そもそも計測することについて習慣がないようであ

る。また、分別廃棄したとしても回収時にはまとめて収集されることから、ベトナム人の分別意識が乏しいとの指摘があり、紙やプラスチックなどはもちろん食品廃棄物の分別ですら行われていないことが多く、基準項目化するにはハードルが高すぎるのではないかという意見もあった。リサイクル事業者が少ないことや廃棄物処理の多くが埋め立て処理であること、ごみくずから有価物を分別回収して生計を立てる人が未だに多い廃棄物処理システムが現存していることも影響しているの可能性がある。しかし、レストラン、ホテルの基準において食品リサイクルは重要な観点の一つであり、またタイプ 環境ラベルは市場を誘導する役割も担っていることから、まずは異物と食品廃棄物の分別と発生量の把握を目的に基準項目を設け、分別意識の向上に努めることとした。

そして、この2回にわたる訪越において、ベトナム・グリーンラベルの普及を兼ねたトレーニングセミナーと基準案の意見公聴会を開催したいとのMONREの意向を受けて、ハノイとホーチミンそれぞれでイベントを開催した。両イベント共に、レストラン及びホテルの関連業界以外にも環境活動に関心の高い事業者や自治体担当者、大学教授などが参加し、両会場ともほぼ満席の状態であった。なかには、海外の認証制度を取得している事業者も参加し、各イベントで実施したディスカッションは非常に活発な議論が行われ、ベトナム・グリーンラベルやMONREに対する期待の大きさがうかがわれた。

これらの事業者ヒアリング及びイベントでの事業者との意見交換をもとに表現の修正や基準項目案を削除する等の基準レベルの調整を繰り返した。適宜、MONREとの意見交換を重ねつつ、2020年1月に最終基準案のMONREへの提出をもって本年度の事業を完了した。

2) 今後の展開

改めて、本年度はベトナム・グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の作成のほか、MONREスタッフに対する基準制定後を見据えた当該基準運用のトレーニング、ベトナムの事業者や自治体担当者に向けた当該基準及びタイプ 環境ラベル、GPPに関するセミナーを複数回行った。当協会が有する人材と蓄積した経験や情報およびノウハウを十分に活用して 年度当初予定していた取組に加え、今年度の協議の結果取り組むこととなった事業はすべて効率的かつ確実に実施することができた。また、本年度実施した基準案ヒアリングを通して、基準制定後に取得を希望する意思を示している事業者が複数あることから、制定後に一定の認定実績が誕生することが期待され、本事業を実施したことによるベトナム・グリーンラベル制度の進展に一定の成果が見込まれる。

しかしながら、ベトナム・グリーンラベル制度を運営するMONREのサービス基準を含めた認証に係る運用ノウハウは、累計認定数が59製品と実績も乏しいことから未熟であることは明白である。また、2020年に改正が予定されている環境保護法によって、ベトナム・グリーンラベル制度及びGPP制度の位置づけが高まり、両制度の普及が進むとともに、それらを所管するMONREにとってもさらなる知見の蓄積が求められると予想される。さらに、GPP制度の効率的かつ効果的な実施には、タイプ 環境ラベルをはじめとした環境ラベルの活用がカギであり、これらの知見も乏しいベトナムに対しては必要に応じて適宜継続的な支援を実施されることが望ま

しい。ベトナム政府の統計総局によると、2018年の実質 GDP 成長率が7.1%と2015年~2017年の平均実質 GDP 成長率が6.5%と非常に高い経済成長を続けてきたなか、過去10年間でもっとも高い成長率となったほか、ベトナム国立社会経済情報・予測センター(NCIF)は、2021~2025年のベトナムの GDP 成長率が年平均7%に達する可能性があると発表しており、ベトナムはより堅調な経済成長が見込まれている国である。日本の貿易相手国としても年々その取引額が増加していることなど、国際展開の観点から ASEAN 地域において最も重要な国の一つであることは間違いない。本年度までの複数年にわたった技術支援の結果、MONRE との信頼関係、ネットワークを構築できたことは大きな成果であり、ベトナムの今後の発展を見据え、MONRE と定期的なコミュニケーションを実施しつつ、当該分野におけるベトナムの状況を継続的なウォッチ及びフォローアップをしていくことが重要である。

以上